



編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

日 次

〔告 示〕

- 自動車業における表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（公正取引委・消費者庁三）
- 二輪自動車業における表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（同四）
- 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第十七条の規定に基づき金融機関を定める件（金融庁・財務・厚生労働・農林水産・経済産業二）
- 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留學の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（法務七二）

- 中華人民共和国産黒鉛電極に対する関税定率法第八条第五項に規定する調査の期間の延長について（同七八）
- 有形の民俗文化財を重要無形民俗文化財に指定する件（文部科学三六）
- 無形の民俗文化財を文化財登録原簿に登録する件（同三八）
- 無形の民俗文化財を文化財登録原簿に登録する件（同三九）
- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が処分する放射性廃棄物の量に相当するものの算定方法を定める告示の一部を改正する件（同四〇）
- 租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件の一部を改正する件

- 発電用施設周辺地域整備法第三条第一項の規定に基づき、地点を指定した件（経済産業三三）
- 指定区間の指定に関する告示の一部を改正する告示（国土交通二一七）
- 高速自動車国道に関する件（同二一八～二二三）
- 国会事項
- 人事異動
- 内閣 人事院 法務省 最高裁判所
- 叙位・叙勲
- 裁判所
- 会社その他

- 発電用施設周辺地域整備法第三条第一項の規定に基づき、地点を指定した件（経済産業三三）
- 指定区間の指定に関する告示の一部を改正する告示（国土交通二一七）
- 高速自動車国道に関する件（同二一八～二二三）
- 国会事項
- 人事異動
- 内閣 人事院 法務省 最高裁判所
- 叙位・叙勲
- 裁判所
- 会社その他
- 有権者申出方、税理士懲戒処分、基本測量関係事項、建築基準適合判定資格者に対する処分関係
- 発電用施設周辺地域整備法第三条第一項の規定に基づき、地点を指定した件（経済産業三三）
- 指定区間の指定に関する告示の一部を改正する告示（国土交通二一七）
- 高速自動車国道に関する件（同二一八～二二三）
- 国会事項
- 人事異動
- 内閣 人事院 法務省 最高裁判所
- 叙位・叙勲
- 裁判所
- 会社その他
- 有権者申出方、税理士懲戒処分、基本測量関係事項、建築基準適合判定資格者に対する処分関係

- 発電用施設周辺地域整備法第三条第一項の規定に基づき、地点を指定した件（経済産業三三）
- 指定区間の指定に関する告示の一部を改正する告示（国土交通二一七）
- 高速自動車国道に関する件（同二一八～二二三）
- 国会事項
- 人事異動
- 内閣 人事院 法務省 最高裁判所
- 叙位・叙勲
- 裁判所
- 会社その他
- 有権者申出方、税理士懲戒処分、基本測量関係事項、建築基準適合判定資格者に対する処分関係

- 発電用施設周辺地域整備法第三条第一項の規定に基づき、地点を指定した件（経済産業三三）
- 指定区間の指定に関する告示の一部を改正する告示（国土交通二一七）
- 高速自動車国道に関する件（同二一八～二二三）
- 国会事項
- 人事異動
- 内閣 人事院 法務省 最高裁判所
- 叙位・叙勲
- 裁判所
- 会社その他
- 有権者申出方、税理士懲戒処分、基本測量関係事項、建築基準適合判定資格者に対する処分関係

- 発電用施設周辺地域整備法第三条第一項の規定に基づき、地点を指定した件（経済産業三三）
- 指定区間の指定に関する告示の一部を改正する告示（国土交通二一七）
- 高速自動車国道に関する件（同二一八～二二三）
- 国会事項
- 人事異動
- 内閣 人事院 法務省 最高裁判所
- 叙位・叙勲
- 裁判所
- 会社その他
- 有権者申出方、税理士懲戒処分、基本測量関係事項、建築基準適合判定資格者に対する処分関係

# 告示

## ○公正取引委員会告示第三号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第二百三十四号）第三十六条第一項の規定に基づき、自動車業における表示に関する公正競争規約（平成十二年公正取引委員会告示第十三号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年三月二十八日

公正取引委員会委員長 古谷 一之

消費者庁長官 新井ゆたか

- 一 一般社団法人自動車公正取引協議会（会長 鈴木 勝宏）の申請に係る自動車業における表示に関する公正競争規約の一部変更を令和七年三月五日付で認定した。
- 二 規約に係る事業の種類
- 三 自動車の製造、販売、輸入販売及び仲介業
- 四 規約の内容
- 五 別記のとおり変更する。
- 六 認定の理由

規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第三十六条第一項各号の認定要件に適合すると認められる。

### 別記

- （一）自動車業における表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。
  - （一）次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあつては「変更部分」と、変更後の欄にあつては「変更後部分」という）については、次のとおりとする。
    - （一）変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を当該変更後部分に変更する。
    - （二）変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
（ステルスマーケティングの禁止）	
<u>第9条の2 事業者は、自己の供給する新車の取引について行う表示であって、一般消費者が当該表示であることを判別することが困難であると認められる表示をしてはならない。</u>	
（ステルスマーケティングの禁止）	
<u>第15条の2 事業者は、自己の供給する中古自動車の取引について行う表示であって、一般消費者が当該表示であることを判別することが困難であると認められる表示をしてはならない。</u>	
（準用）	
<u>第16条 中古自動車の販売については、第6条及び第10条の規定を準用する。この場合において、第6条中「前三条」とあるのは</u>	<u>第16条 中古自動車の販売については、第6条及び第10条の規定を準用する。この場合において、第6条中「前三条」とあるのは</u>

「第11条から第13条まで」と、第10条中「第3条、第4条、第5条若しくは第7条から前条までの規定又は第6条の規定」とあるのは「第11条から第15条の2までの規定又は第16条の規定により準用された第6条の規定」と読み替えるものとする。

（違反に対する調査等）

**第19条** 公正取引協議会は、第3条、第4条、第5条、第7条から第15条の2までの規定

（第10条については、第16条において準用する場合を含む。）又は第6条（第16条において準用する場合を含む。）の規定に基づいた施行規則の規定に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に資料の提出、報告を求め、参考人の意見を求め、その他必要な調査をすることができる。

**2** 公正取引協議会は、第3条、第7条から第9条の2まで、第11条から第12条の2まで及び第14条から第15条の2までの規定の遵守状況について、事業者に資料の提出又は報告を求める等、必要な調査をすることができる。

3～5 （略）

（違反に対する措置）

**第20条** 公正取引協議会は、第3条、第4条、第5条、第7条から第15条の2までの規定

（第10条については、第16条において準用する場合を含む。）又は第6条（第16条において準用する場合を含む。）の規定に基づいて定めた施行規則の規定に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為を行った事業者に対し、当該違反行為を排除するために必要な措置を探るべき旨、当該違反行為又はこれに類似する違反行為を再び行つてはならない旨その他これらに関連する事項を実行すべき旨を文書をもって警告することができる。

2～6 （略）

「第11条から第13条まで」と、第10条中「第3条、第4条、第5条若しくは第7条から前条までの規定又は第6条の規定」とあるのは「第11条から第15条までの規定又は第16条の規定により準用された第6条の規定」と読み替えるものとする。

（違反に対する調査等）

**第19条** 公正取引協議会は、第3条、第4条、第5条、第7条から第15条までの規定（第10条については、第16条において準用する場合を含む。）又は第6条（第16条において準用する場合を含む。）の規定に基づいた施行規則の規定に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に資料の提出、報告を求め、参考人の意見を求め、その他必要な調査をすることができる。

**2** 公正取引協議会は、第3条、第7条から第9条、第11条、第12条、第12条の2、第14条及び第15条の規定の遵守状況について、事業者に資料の提出又は報告を求める等、必要な調査をすることができる。

3～5 （略）

（違反に対する措置）

**第20条** 公正取引協議会は、第3条、第4条、第5条、第7条から第15条までの規定（第10条については、第16条において準用する場合を含む。）又は第6条（第16条において準用する場合を含む。）の規定に基づいて定めた施行規則の規定に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為を行つた事業者に対し、当該違反行為を排除するために必要な措置を探るべき旨、当該違反行為又はこれに類似する違反行為を再び行つてはならない旨その他これらに関連する事項を実行すべき旨を文書をもって警告することができる。

2～6 （略）

## 附 則

この規約の変更は、令和七年四月一日から施行する。





## ○法務省告示第七十四号

大阪府東大阪市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、令和七年四月二十八日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。  
一 当該原戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出る」と。  
二 前項に掲げる原戸籍の謄本、抄本又は原戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示する」と。

## 注意

- 一 申出は、口頭でも差し支えない。  
二 申出の手続について分からぬい」とがあれば、東大阪市役所又は大阪法務局東大阪支局に照会する」と。

令和七年三月二十八日

法務大臣 鈴木 韶祐  
板橋 警祐  
キミ

## ○法務省告示第七十五号

北海道久遠郡せたな町役場保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、令和七年四月二十八日までに、同町長に對して、次の手続をしてください。  
一 当該除籍に關係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出る」と。  
二 前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示する」と。

## 注意

- 一 申出は、口頭でも差し支えない。  
二 申出の手続について分からぬい」とがあれば、せたな町役場又は函館地方法務局八雲支局に照会する」と。

令和七年三月二十八日

法務大臣 鈴木 韶祐  
高橋石太郎

## ○財務省告示第七十七号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定による令和七年二月十三日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。  
令和七年三月二十八日

財務大臣 加藤 勝信  
(別表)

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額10円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・10年）	第23回	2,000,000,000円	104.05円
"	第23回	2,000,000,000円	104.10円
"	第23回	2,000,000,000円	104.15円
"	第23回	1,600,000,000円	104.20円
"	第27回	3,900,000,000円	104.90円
"	第28回	5,000,000,000円	104.15円
"	第28回	1,600,000,000円	104.20円
"	第29回	2,000,000,000円	103.25円
合計		20,100,000,000円	

## ○財務省告示第七十八号

中華人民共和国黒鉛電極に対する関税税率法第八条第五項に規定する調査開始の件（令和六年四月財務省告示第百十九号）で告示した関税税率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第五項の調査について、同条第六項ただし書の規定により調査期間を延長することとしたので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第九条の規定に基づき、次のとおり告示する。  
令和七年三月二十八日

財務大臣 加藤 勝信

## 一 延長される調査の期間 三箇月

- 二 延長の理由 調査の透明性を確保しつつ、利害関係者から提出された証拠等の更なる検討を行うためには一層の時日を要するため

## ○文部科学省告示第三十六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百二十四号）第七十八条第一項の規定に基づき、次の表に掲げる有形の民俗文化財を重要有形民俗文化財に指定したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき告示する。

令和七年三月二十八日

## ○文部科学省告示第三十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百二十四号）第七十八条第一項の規定に基づき、次の表に掲げる無形の民俗文化財を重要無形民俗文化財に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和七年三月二十八日

名 称	所 在 地	保 護 团 体
白鳥の拝殿踊	岐阜県郡上市	白鳥拝殿踊り保存会
瀧山寺鬼祭り	愛知県岡崎市	瀧山寺鬼祭り保存会
吉田祭のお練り行事	愛媛県宇和島市	吉田秋祭保存団体協議会
岩川の弥五郎人形行事	鹿児島県曾於市	弥五郎どん保存会

○文部科学省告示第三十七号  
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百二十四号）第七十八条第一項の規定に基づき、次の表に掲げる無形の民俗文化財を重要無形民俗文化財に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。  
令和七年三月二十八日

## 文部科学大臣 阿部 俊子







総務省防災業務計画の修正要旨の公表について  
災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第1項の規定に基づき、総務省防災業務計画を修正したので、同条第2項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告  
国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第五項の規定により、国土調査以外の測量  
及び調査の結果作成された別表に掲げる地図及び簿冊を、同条第二項によって認証された国土調査の  
結果と同一の効果があるものとして指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号  
）第二十二条の規定により公告する。

命和七年三月廿八日

# 官 庁 報 告

## 官厅事项

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第6  
条第1項の規定に基づき、総務省防災業務計画  
修正したので、同条第2項の規定に基づき、そ  
の要旨を次のとおり公表する。

令和7年3月28日 総務大臣 村上誠一郎

総務省防災業務計画の修正要旨

一 修正の目的 令和7年4月から総務省のシステム環境がGSS（ガバメントソリューションサービス）へ移行することを踏まえ、必要となる所要の改正を行うため。

二 修正年月日 令和7年4月1日

三 修正の要旨 災害応急対策等における情報通信技術の活用に関する記載の修正。

**指定確認検査機関に対する監督命令に係る公示**

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の30第1項の規定による監督命令をしたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年3月28日

国土交通大臣 中野 洋昌

1 監督命令をした年月日 令和7年3月12日

2 監督命令を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名 株式会社国際確認検査センター 本社 東京都中央区京橋二丁目八番七号 大阪支店 大阪府大阪市中央区本町四丁目四番二十五号 九州支店 長崎県長崎市元船町十四番十号 代表取締役社長 大島 圭美

3 監督命令の内容 確認検査の業務において著しく不適当な行為がなされたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、同様の確認審査等を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を令和7年4月2日までに提出すること。

また、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について同機関内に設置された監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに国土交通大臣に報告すること。

4 監督命令の原因となった事実 建築物1件の確認検査において、その業務に従事する確認検査員が過失により都市計画法（昭和43年法律第100号）第53条第1項の規定に適合しないことを見過ごし、指定確認検査機関として確認済証を交付した。

測量及び調査を行った者の名称	地図及び簿冊名
足利市	足利佐野都市計画事業 大日東土地区画整理事業の出来形確認測量図及び換地計画書
昭島市福島町矢崎地区地権者会	昭島市福島町矢崎地区土地区画整理事業の確定測量図及び調査簿
倉敷市	岡山県南広域都市計画事業倉敷駅前東土地区画整理事業の出来形確認測量図及び換地計画書
宜野湾市我如古4丁目農住組合	宜野湾市我如古4丁目農住組合土地区画整理事業出来形確認測量図及び換地計画書
合 うるま市石川西土地区画整理組	中部広域都市計画事業石川西土地区画整理事業の出来形確認測量図及び換地計画書
山 田 町	山田都市計画事業大沢地区震災復興土地区画整理事業の画地確定測量図及び換地計画書

諸事項

## 公 告

### 有權者申出方

元当局所属公証人白濱清貴の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から6か月以内に当局に申し出て下さい。

令和7年3月28日 東京法務局

## 税理士懲戒处分公告

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、令和7年3月6日に戒告の処分を行ったので、同法第47条の4の規定に基づき、公告する。

令和7年3月28日 財務大臣 加藤 勝信

## 基本測量關係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年3月28日

種類

国土交通大臣 中野 洋昌  
 実施時期 区 域 摘 要  
 令和6年 全国 データ間隔は  
 度 0.04秒グリッド  
 (1メートル相  
 当)  
 航空レーザ測量  
 を基に作成

備考 地図の提供開始日：令和7年3月31日

上記の基盤地図情報は、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第2項及び地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第18条第2項に基づき、インターネットによる無償提供を行う。新たに基本測量の測量成果を得た区域は、国土地理院基盤地図情報サイト（<https://www.gsi.go.jp/kiban/>）において供する。

#### 建築基準適合判定資格者に対する処分の公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の62第2項の規定による処分をしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年3月28日

九州地方整備局長 森田 康夫

- 1 処分をした年月日 令和7年3月11日
- 2 処分を受けた建築基準適合判定資格者の氏名及び登録番号 荒木 修 第9913号
- 3 処分の内容 確認検査の業務の禁止10日
- 4 処分の原因となった事実 指定確認検査機関から選任を受けた確認検査員として、建築計画（1件）について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第53条第1項の規定に適合しないことを見過ごし、確認済証を交付させた。

#### 相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

#### 令和6年（家）第300554号

東京都中野区本町2丁目46番1号

申立人 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社

本籍広島市西区南観音5丁目1470番地、最後の住所広島県安芸郡熊野町出来庭10丁目22番5号、死亡の場所広島県安芸郡熊野町、死亡年月日令和5年1月29日、出生の場所広島市、出生年月日昭和16年1月10日、職業不明

被相続人 亡 御牧 義行

事務所広島市中区幟町15番10号

相続財産清算人 司法書士 久保 香織

催告期間満了日 令和7年10月16日

広島家庭裁判所

データ間隔は  
0.2秒グリッド  
(5メートル相当)  
航空レーザ測量  
を基に作成

#### 令和7年（家）第30008号

広島県呉市中央5丁目12番21号

申立人 社会福祉法人呉市社会福祉協議会  
本籍広島県呉市今西通3丁目11番地、最後の住所広島県呉市音戸町早瀬1丁目36番6号、死亡の場所広島県呉市、死亡年月日令和6年12月2日、出生の場所広島県呉市、出生年月日大正15年10月5日、職業不明  
被相続人 亡 富川 良江  
事務所広島県呉市本通4丁目9番13-203号  
相続財産清算人 司法書士 旭 浩平  
催告期間満了日 令和7年10月20日

広島家庭裁判所呉支部

#### 令和6年（家）第7345号

福岡県宗像市東郷1丁目1番1号

申立人 宗像市  
本籍福岡県宗像市神湊1242番地121、最後の住所福岡県宗像市神湊1242番地211、死亡の場所福岡県古賀市、死亡年月日令和6年5月31日、出生の場所福岡県鞍手郡若宮町、出生年月日昭和29年3月12日、職業無職  
被相続人 亡 立山 秀則

事務所福岡市中央区舞鶴3丁目6番23-305号  
相続財産清算人 司法書士 野中 哲郎  
催告期間満了日 令和7年10月31日

福岡家庭裁判所

#### 令和6年（家）第7393号

福岡県春日市原町3丁目1番地7

申立人 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会  
本籍福岡県糟屋郡粕屋町原町4丁目282番地4、最後の住所福岡県糟屋郡宇美町神武原3丁目29番5号、死亡の場所福岡県糟屋郡志免町、死亡年月日令和4年3月19日、出生の場所福岡県糟屋郡須恵村、出生年月日大正10年8月25日、職業無職  
被相続人 亡 今泉富美子

事務所福岡市博多区博多駅東1丁目12番6号  
花村ビル5階  
相続財産清算人 弁護士 浜田 宏  
催告期間満了日 令和7年10月31日  
福岡家庭裁判所

#### 令和6年（家）第7399号

福岡県筑紫野市石崎1丁目1番1号

申立人 筑紫野市  
本籍福岡県筑紫野市大字大石331番地1、最後の住所福岡県筑紫野市大字大石331番地1、死亡の場所福岡県筑紫野市、死亡年月日令和3年2月7日、出生の場所福岡県筑紫郡筑紫野町、出生年月日昭和31年2月9日、職業不明  
被相続人 亡 市川 清光  
事務所福岡県筑紫野市二日市中央5丁目14番17号  
相続財産清算人 司法書士 矢野 亨  
催告期間満了日 令和7年10月31日  
福岡家庭裁判所

#### 令和7年（家）第4010号

福岡県久留米市小森野4丁目9番6号  
ピューフォーレ203号りぼん法律事務所

申立人 由良 清香  
本籍福岡県柳川市西蒲池885番地2、最後の住所福岡県柳川市西蒲池885番地2、死亡の場所福岡県柳川市、死亡年月日令和3年2月14日、出生の場所福岡県三潴郡昭代村、出生年月日昭和22年8月10日、職業不明  
被相続人 亡 立山 秀則

福岡県八女市蒲原727番地-1F 司法書士うちのあかね事務所  
相続財産清算人 司法書士 内野 茜

催告期間満了日 令和7年10月14日  
福岡家庭裁判所柳川支部

#### 令和6年（家）第4027号

福岡市東区早2丁目5番26-710号

申立人 香月 直樹  
本籍福岡県田川市新町3224番地5、最後の住所福岡県田川市新町8番30号、死亡の場所福岡県田川市、死亡年月日令和3年4月30日、出生の場所福岡県田川郡伊田町、出生年月日昭和4年9月21日、職業無職  
被相続人 亡 香月 正樹

福岡市中央区舞鶴3丁目2番4号 福岡舞鶴ビル2階 ジャスト法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 一瀬 倫朗  
催告期間満了日 令和7年10月20日  
福岡家庭裁判所田川支部

#### 令和7年（家）第20012号

大分市荷揚町2番31号

申立人 大分市  
本籍大分県由布市挾間町七歳司999番地、最後の住所大分市大字神崎11番地の32、死亡の場所大分県大分市、死亡年月日令和5年4月11日、出生の場所大分県大分市、出生年月日昭和4年3月16日、職業無職  
被相続人 亡 田口 武雄  
事務所大分市大字馬場970番地の15大分総合司法書士事務所  
相続財産清算人 司法書士 笹原 嘉人  
催告期間満了日 令和7年10月31日  
大分家庭裁判所

#### 令和7年（家）第20024号

大分市大字下戸次494番地

申立人 首藤 康夫  
本籍大分市大字宮河内4072番地、最後の住所大分県別府市大字鉄輪796番地の6、死亡の場所大分県別府市、死亡年月日令和7年1月27日、出生の場所東京都北区、出生年月日昭和28年4月5日、職業無職  
被相続人 亡 椎原 康吉  
大分市王子新町9番8号、事務所大分市中島西1丁目2番42号日宝グランディ中島202号  
相続財産清算人 弁護士 須賀 陽二  
催告期間満了日 令和7年10月24日  
大分家庭裁判所

#### 令和7年（家）第4004号

宮崎県児湯郡川南町大字川南13680番地1

申立人 川南町  
本籍宮崎県児湯郡川南町大字川南13161番地口号、最後の住所宮崎県児湯郡川南町大字川南13492番地口号1、死亡の場所宮崎県児湯郡川南町、死亡年月日平成21年1月8日、出生の場所宮崎県児湯郡川南町、出生年月日昭和12年1月1日、職業無職  
被相続人 亡 中須 巍  
事務所宮崎県宮崎市旭1丁目1番23号向洋ビル2階  
相続財産清算人 弁護士 竹村 圭介  
催告期間満了日 令和7年10月20日  
宮崎家庭裁判所

## 令和7年(家)第4009号

宮崎県宮崎市橘通東1丁目7番4号第一宮銀ビル7階  
申立人 宮銀カード株式会社  
本籍鹿児島県曾於市財部町南俣11190番地、最後の住所宮崎県宮崎市大橋1丁目164番地YB3-2階A、死亡の場所宮崎県宮崎市、死亡年月日令和6年5月13日、出生の場所宮崎県都城市、出生年月日昭和43年8月22日、職業会社役員  
被相続人 亡 前山 博哉  
宮崎県宮崎市宮田町11番24号黒木ビル2階  
相続財産清算人 弁護士 黒木 昭秀  
催告期間満了日 令和7年10月20日  
宮崎家庭裁判所

## 令和7年(家)第4022号

宮崎県宮崎市清水1丁目13番22号  
申立人 湯浅 敏幸  
本籍宮崎県宮崎市清武町木原472番地、最後の住所宮崎県宮崎市大字恒久5567番地野崎病院、死亡の場所宮崎県宮崎市、死亡年月日令和6年12月27日、出生の場所宮崎県宮崎市、出生年月日昭和5年11月25日、職業無職  
被相続人 亡 衛藤富美子  
宮崎県宮崎市大塚町浜川田4947番地2あおば法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 山田 秀一  
催告期間満了日 令和7年10月20日  
宮崎家庭裁判所

## 令和6年(家)第17081号

沖縄県那覇市字与儀125番地21  
申立人 比嘉 盛敏  
本籍沖縄県那覇市久米2丁目23番地6、最後の住所沖縄県那覇市字与儀125番地25、死亡の場所沖縄県那覇市、死亡年月日令和6年5月2日、出生の場所沖縄県那覇市、出生年月日昭和6年11月29日、職業無職  
被相続人 亡 比嘉 盛光  
沖縄県沖縄市登川2丁目7番3号  
相続財産清算人 弁護士 平田 達彦  
催告期間満了日 令和7年10月20日  
那覇家庭裁判所

## 令和7年(家)第7011号

福島県いわき市平字梅本21番地  
申立人 いわき市長 内田 広之

本籍福島県いわき市内郷内町水之出60番地、最後の住所福島県いわき市平藤間字川前63番地舞子浜病院、死亡の場所福島県いわき市、死亡年月日平成26年1月29日、出生の場所福島県石城郡内郷村、出生年月日昭和15年2月1日、職業不明

被相続人 亡 市川 勇一  
福島県いわき市平字田町120番地ラトブ7階浜通り法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 松本 三加  
催告期間満了日 令和7年10月10日  
福島家庭裁判所いわき支部

## 令和7年(家)第7041号

東京都港区虎ノ門1丁目1番20号虎ノ門実業会館4階弁護士法人東桜法律事務所  
申立人 喜多 俊弘  
本籍神奈川県川崎市高津区末長2丁目798番地、最後の住所川崎市高津区末長2丁目33番32号、死亡の場所神奈川県川崎市高津区、死亡年月日令和7年1月25日、出生の場所神奈川県川崎市、出生年月日昭和33年11月20日、職業不動産賃貸業  
被相続人 亡 芹田 信夫  
東京都港区虎ノ門1丁目1番20号虎ノ門実業会館4階弁護士法人東桜法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 喜多 俊弘  
催告期間満了日 令和7年10月14日  
横浜家庭裁判所川崎支部

## 令和6年(家)第1324号

山梨県南巨摩郡南部町万沢15578番地  
申立人 望月壽美子  
本籍山梨県南巨摩郡早川町初鹿島926番地、最後の住所山梨県南巨摩郡身延町宮木667番地1、死亡の場所山梨県南巨摩郡身延町、死亡年月日令和6年1月3日、出生の場所山梨県南巨摩郡早川町、出生年月日昭和38年7月1日、職業無職  
被相続人 亡 千葉 稔  
事務所山梨県甲府市丸の内2丁目3番3号  
タチバナビル5A 永済総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 北林 太郎  
催告期間満了日 令和7年10月10日  
甲府家庭裁判所

## 令和6年(家)第30429号

千葉市中央区千葉港1番1号  
申立人 千葉市

本籍千葉県千葉市中央区亀井町6番、最後の住所千葉市中央区亀井町6番12号、死亡の場所千葉県千葉市中央区、死亡年月日平成30年6月21日ころから30日ころまでの間、出生の場所千葉県千葉市、出生年月日昭和37年1月7日、職業不明

被相続人 亡 中谷 昭彦  
事務所千葉市中央区中央3丁目15番6号やまちようビル9階 弁護士法人山本総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 山田 剛史  
催告期間満了日 令和7年11月6日  
千葉家庭裁判所

## 令和7年(家)第30008号

千葉市中央区中央4丁目17番8号  
申立人 千葉県信用保証協会  
本籍千葉市中央区松ヶ丘町72番地、最後の住所千葉市中央区青葉町1269番地青葉の森公園通り8-101号、死亡の場所千葉県千葉市若葉区、死亡年月日令和5年10月2日、出生の場所新潟県佐渡郡真野町、出生年月日昭和38年11月2日、職業会社役員  
被相続人 亡 松田 哲彦  
事務所千葉市中央区中央3丁目5番1号千葉中央トーセイビル9階 藤井・滝沢総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 朝倉 賢大  
催告期間満了日 令和7年11月5日  
千葉家庭裁判所

## 令和7年(家)第30015号

千葉市中央区千葉港1番1号  
申立人 千葉市  
本籍千葉市若葉区千城台北3丁目3番、最後の住所千葉市若葉区千城台北3丁目3番7号、死亡の場所千葉県千葉市若葉区、死亡年月日令和2年3月11日から20日までの間、出生の場所千葉県千葉市、出生年月日昭和37年11月20日、職業不明  
被相続人 亡 山口 浩  
事務所千葉市中央区中央3丁目10番6号北野京葉ビル4階 せんのは法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 芳野 靖規  
催告期間満了日 令和7年11月5日  
千葉家庭裁判所

## 令和7年(家)第30019号

千葉市中央区仁戸名町547-1  
申立人 上木美恵子

本籍千葉県千葉市稻毛区萩台町220番地、最後の住所千葉市中央区星久喜町694番地1、死亡の場所千葉県千葉市稻毛区、死亡年月日令和5年9月10日、出生の場所千葉県千葉市、出生年月日昭和34年10月16日、職業無職

被相続人 亡 中島 和男  
事務所千葉市中央区中央4丁目12番1号KA中央ビル5階 梨本・山本総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 梨本 勝  
催告期間満了日 令和7年11月6日  
千葉家庭裁判所

## 令和7年(家)第30032号

千葉市中央区千葉港1番1号  
申立人 千葉市  
本籍千葉県市川市南八幡1丁目294番地、最後の住所千葉市稻毛区作草部1丁目16番31号、死亡の場所千葉県千葉市若葉区、死亡年月日平成25年9月24日、出生の場所千葉県千葉市、出生年月日昭和17年1月15日、職業不明  
被相続人 亡 小林美智代  
事務所千葉市中央区中央3丁目10番6号北野京葉ビル8階真田・中間・谷中総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 中間 一裕  
催告期間満了日 令和7年11月5日  
千葉家庭裁判所

## 相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

## 令和7年(家)第8133号

金沢市大手町15番15号 金沢第2ビル5階3号三浦法律事務所  
申立人 乾 とも  
本籍石川県能美市栗生町口102番地、最後の住所石川県能美市三道山町才24番地ラセーヌ・101号、死亡の場所石川県小松市、死亡年月日平成28年1月4日、出生の場所石川県能美郡栗生村、出生年月日昭和4年8月23日、職業不明  
被相続人 亡 森 久雄  
催告期間満了日 令和7年10月31日  
金沢家庭裁判所小松支部

## 公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することができます。

## 令和7年(ヘ)第1号

岐阜県羽島郡笠松町門間240番地の3  
申立人 有限会社サトウセンイ  
代表者取締役 松下 茂  
権利を争う旨の申述の終期 令和7年7月7日  
令和7年3月6日 札幌簡易裁判所  
(別紙) 目録

約束手形 1通  
手形番号 AM12564  
金額 185,460円

支払期日 令和7年4月30日  
支払地 札幌市

支払場所 北洋銀行札幌駅南口支店  
振出日 令和7年1月7日

振出地 札幌市中央区北8条西18丁目1-7  
振出人 株式会社ギャラリー装苑 代表取締役  
岩田 和典

受取人 申立人  
最終所持人 申立人

## 失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

## 令和6年(家)第1328号

埼玉県戸田市本町3丁目6番8-104号  
申立人 関 純一  
本籍埼玉県戸田市南町9番、最後の住所埼玉県戸田市本町3丁目6番8-104号  
不在者 関 保  
昭和21年8月23日生  
届出期間満了日 令和7年7月7日  
さいたま家庭裁判所

## 令和7年(家)第1009号

東京都北区十条仲原1-25-13  
申立人 遠藤 幸恵  
本籍東京都豊島区池袋本町2丁目358番地、最後の住所東京都豊島区池袋本町2丁目15番16号 友和荘  
不在者 遠藤 信夫  
昭和10年2月10日生  
届出期間満了日 令和7年7月18日  
東京家庭裁判所

## 令和6年(家)第712号

青森県八戸市内丸2丁目1番39号  
申立人 寺岡美智子  
本籍岩手県二戸市淨法寺町駒ヶ嶺前田1番地1、最後の住所川崎市高津区末長1071番地  
不在者 山口 徳治  
昭和18年8月18日生  
届出期間満了日 令和7年7月11日  
横浜家庭裁判所川崎支部

## 令和6年(家)第2057号

愛知県津島市大和町2-89  
申立人 細野紀美子  
本籍愛知県津島市江川町1丁目91番地、最後の住所愛知県津島市江川町2-7-1  
不在者 細野 純平  
昭和55年9月26日生  
届出期間満了日 令和7年7月18日  
名古屋家庭裁判所

## 令和6年(家)第113号

神奈川県横浜市戸塚区戸塚町3167-4  
申立人 星 哲子  
国籍中華人民共和国、最後の住所宮城県大崎市田尻大沢字加護峯山60番地1  
不在者 孔 凡波 (KONG FANBO)  
西暦1963年3月14日生  
届出期間満了日 令和7年8月5日  
仙台家庭裁判所古川支部

## 令和7年(家)第4号

宮城県遠田郡涌谷町小塚字貝坂72番地2  
申立人 大友 昭芳  
本籍宮城県遠田郡涌谷町小塚字貝坂72番地の2、最後の住所不詳  
不在者 大友 市郎  
明治11年2月1日生  
届出期間満了日 令和7年8月5日  
仙台家庭裁判所古川支部

## 令和6年(家)第681号

茨城県神栖市須田1101番地227  
申立人 平野 陸子  
本籍茨城県神栖市須田1098番地6、最後の住所申立人の住所に同じ  
不在者 平野 剛啓  
昭和19年6月5日生  
届出期間満了日 令和7年7月18日  
水戸家庭裁判所麻生支部

## 失踪宣告

## 令和5年(家)第165号

本籍群馬県太田市藤阿久町411番地、最後の住所群馬県太田市藤阿久町421番地1  
不在者 平田千香子  
昭和42年10月7日生  
令和7年3月5日失踪宣告審判確定

## 前橋家庭裁判所太田支部裁判所書記官

## 令和6年(家)第335号

本籍埼玉県比企郡滑川町月の輪7丁目18番地7、最後の住所埼玉県比企郡滑川町月の輪7丁目18番地7  
不在者 永野 直美  
昭和47年3月8日生  
令和7年3月5日失踪宣告審判確定

## さいたま家庭裁判所熊谷支部裁判所書記官

## 令和6年(家)第492号

本籍神奈川県横浜市鶴見区諏訪坂5番、最後の住所神奈川県綾瀬市寺尾本町2丁目3番506号  
不在者 倉本 行雄  
昭和23年6月9日生  
令和7年3月6日失踪宣告審判確定

## 横浜家庭裁判所裁判所書記官

## 令和6年(家)第106号

本籍神奈川県横須賀市金谷3丁目4番、最後の住所神奈川県横須賀市金谷3丁目4番12号  
衣笠ハイツ404  
不在者 沼田 修輝  
昭和48年5月7日生  
令和7年3月5日失踪宣告審判確定

## 横浜家庭裁判所横須賀支部裁判所書記官

## 令和6年(家)第898号

本籍愛知県海部郡大治町大字三本木字堅田9番地1、最後の住所愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田以下不詳  
不在者 岡田こず恵  
昭和51年4月25日生  
令和7年3月4日失踪宣告審判確定

## 名古屋家庭裁判所裁判所書記官

## 令和6年(家)第14号

国籍アメリカ合衆国(日本国籍離脱時の本籍大阪府泉南郡南海町箱作1087番地)、最後の住所アメリカ合衆国以下不詳  
不在者 石本 岩一  
西暦1897年3月3日生  
令和7年3月5日失踪宣告審判確定  
和歌山家庭裁判所御坊支部裁判所書記官

## 令和6年(家)第15号

本籍大阪府阪南市箱作1087番地、最後の住所アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルスノースマディソンアベニュー929  
不在者 石本 基子  
大正15年8月26日生  
令和7年3月5日失踪宣告審判確定  
和歌山家庭裁判所御坊支部裁判所書記官

## 令和6年(家)第1271号

本籍島根県出雲市大社町北荒木136番地、最後の住所島根県出雲市大社町北荒木264番地3  
不在者 青木 章  
昭和23年12月21日生  
令和7年3月5日失踪宣告審判確定

## 松江家庭裁判所出雲支部裁判所書記官

## 令和6年(家)第634号

本籍山口県周南市大字徳山3404番地、最後の住所広島県広島市以下不詳  
不在者 野村 實  
昭和17年1月2日生  
令和7年3月5日失踪宣告審判確定

## 広島家庭裁判所裁判所書記官

## 令和6年(家)第210号

本籍愛媛県今治市末広町2丁目3番地17、最後の住所愛媛県今治市南島生町4丁目5番12号  
不在者 近藤千鶴江  
昭和16年2月11日生  
令和7年3月5日失踪宣告審判確定

## 松山家庭裁判所今治支部裁判所書記官

## 令和6年(家)第124号

本籍鹿児島県大島郡徳之島町諸田806番地、最後の住所鹿児島県大島郡徳之島町諸田802番地  
不在者 榮田 博年  
昭和2年7月12日生  
令和7年3月4日失踪宣告審判確定

鹿児島家庭裁判所徳之島出張所裁判所書記官

令和6年（家）第163号  
本籍沖縄県豊見城市字鏡波836番地、最後の住所沖縄県島尻郡豊見城村字鏡波836番地  
不在者 仲程 和子  
昭和25年7月19日生  
令和7年3月5日失踪宣告審判確定  
那霸家庭裁判所裁判所書記官

令和6年（家）第19号  
本籍沖縄県宮古島市平良字池間66番地、最後の住所沖縄県宮古島市平良字西原26番地  
不在者 親泊 メガ  
明治44年9月3日生  
令和7年3月4日失踪宣告審判確定  
那霸家庭裁判所平良支部裁判所書記官

### 失踪宣告取消

令和6年（家）第1304号  
本籍茨城県結城郡八千代町大字久下田125番地、住所埼玉県さいたま市中央区八王子3丁目6番7号  
申立人（失踪者） 古沢 繁雄  
昭和7年6月20日生  
令和7年3月6日失踪宣告取消審判確定  
さいたま家庭裁判所裁判所書記官

令和6年（家）第1704号  
本籍沖縄県那覇市奥武山町39番地、住所京都市伏見区深草下川原町55-16 S K コーポ202号  
申立人（失踪者） 福榮 秀夫  
昭和25年1月24日生  
令和7年2月28日失踪宣告取消審判確定  
京都家庭裁判所裁判所書記官

令和6年（家）第4603号  
本籍山口県山口市阿東生雲西分2118番地、住所大阪市西成区天下茶屋1丁目8番16号シャトーワン中101号室  
申立人（失踪者） 滝口 隆  
昭和31年6月3日生  
令和7年3月5日失踪宣告取消審判確定  
大阪家庭裁判所裁判所書記官

### 除 権 決 定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和6年（ヘ）第6号  
富山県南砺市土生新1200番地  
申立人 三光合成株式会社  
代表者代表取締役 久住アーメン  
申立代理人 高地 薫  
権利を争う旨の申述の終期 令和7年2月28日  
令和7年3月5日 金沢簡易裁判所  
(別紙) 目録

約束手形 1通  
手形番号 D39834  
金額 2,000,000円  
支払期日 令和6年10月20日  
支払地 石川県金沢市  
支払場所 株式会社北國銀行本店営業部  
振出日 令和6年6月20日  
振出地 白地  
振出人 株式会社石川製作所 代表取締役 小長谷育教

受取人 申立人  
最終所持人 申立人

### 令和6年（ヘ）第2号

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法な権利の届出又は権利を争う旨の申述がなかったので、前記の権利は失権する。

石川県羽咋郡宝達志水町今浜夕208番地（登記録上の本店所在地 羽咋郡押水町字今浜夕208番地）  
申立人 株式会社K i S T E C（登記録上の商号 向陽株式会社）

代表者代表取締役 木下和喜夫  
申立代理人弁護士 永來 宏隆  
権利の届出の終期 令和7年2月21日  
令和7年3月3日 七尾簡易裁判所  
(別紙) 目録

1 土地 羽咋郡宝達志水町今浜夕210番  
宅地 179.23平方メートル  
2 登記年月日番号 金沢地方法務局七尾支局昭和37年4月20日受付第477号

3 登記した権利の内容  
登記の目的 貸借権設定  
原因 昭和36年11月25日設定  
借賃 1歩につき1年金50円  
支払期 每年12月25日  
存続期間 3年  
賃借権者 羽咋郡押水町字今浜夕211番地  
大栄レース株式会社

### 破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

### 令和7年（フ）第5号

千葉県鴨川市浜荻1391番地  
債務者 有限会社長谷屋商店  
代表者取締役 北浦 智也

- 1 決定年月日時 令和7年3月13日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤代 浩則
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午前11時30分

千葉地方裁判所館山支部破産係

### 令和7年（フ）第5号

岩手県宮古市磯鶴3丁目7番34号

債務者 株式会社金子技建  
代表者代表取締役 金子 賢一

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 渡辺 正和
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月19日午後2時

盛岡地方裁判所宮古支部

### 令和7年（フ）第550号

横浜市青葉区荏田町155番地13

債務者 株式会社あおば  
特別代理人 水谷 泰朗

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 滝沢 章
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月21日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午後1時30分

横浜地方裁判所第3民事部

### 令和7年（フ）第13号

愛知県一宮市木曽川町内割田字南出416番地  
3  
債務者 株式会社A K I  
代表者代表取締役 平田 明彦

- 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 加塚 裕師
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月21日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午前11時30分

名古屋地方裁判所一宮支部

### 令和7年（フ）第14号

愛知県一宮市木曽川町内割田字南出416番地  
3  
債務者 A K I p l u s 株式会社  
代表者代表取締役 平田 明彦

- 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 加塚 裕師
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月21日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午前11時30分

名古屋地方裁判所一宮支部

### 令和7年（フ）第79号

静岡県駿東郡清水町徳倉965番地の5

債務者 株式会社サンケン工務店

代表者代表取締役 鈴木 英明

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森本耕太郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月30日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月4日午後2時

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

### 令和7年（フ）第20号

茨城県日立市若葉町2丁目3番5号

債務者 日立デザイン株式会社

特別代理人 長谷川陽一

- 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 茂木 博男
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月15日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日午後1時30分

水戸地方裁判所日立支部

令和7年(フ)第100号 沖縄県国頭郡今帰仁村字諸志87番地 債務者 株式会社C a l m 1 i f e 代表者代表取締役 池野 芳彦 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松谷 卓也 4 破産債権の届出期間 令和7年4月22日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月10日午前11時 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。	6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 神戸地方裁判所姫路支部 令和7年(フ)第191号 広島市中区国泰寺町1丁目9番7-201号 債務者 株式会社ワクス 代表者代表取締役 深井 猛司 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井上 周子 4 破産債権の届出期間 令和7年4月24日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月16日午後2時30分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。	6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 広島地方裁判所民事第4部 令和7年(フ)第1号 新潟県上越市大和4丁目6番43号 債務者 内田 健也 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 見竹 泰人 4 破産債権の届出期間 令和7年4月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午後1時45分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。	6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 新潟地方裁判所高田支部 令和7年(フ)第664号 大阪市平野区長吉原東3丁目14番5号 債務者 株式会社R E A T T A 代表者代表取締役 柴田 雅史 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 内田 昌史 4 破産債権の届出期間 令和7年4月23日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午後1時 6 破産管財人 弁護士 内田 昌史 大阪地方裁判所第6民事部
---	---	--	--

### 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

### 令和7年(フ)第73号

函館市大手町13番8-1003号 メゾン・ド・デトロワ  
債務者 酒井 絵里

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 加藤 俊一
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月12日午前10時10分
- 6 免責意見申述期間 令和7年5月14日まで

函館地方裁判所

### 令和6年(フ)第622号

岡山県倉敷市玉島長尾212-3、住民票上の住所岡山県倉敷市児島下の町3丁目1番29号  
債務者 喜井 圭三

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 菅 真彦
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月19日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで

岡山地方裁判所第3民事部

### 令和6年(フ)第123号

岐阜県美濃加茂市加茂野町木野1328番地

債務者 大中 紳市

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木 友美
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月21日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月10日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで

岐阜地方裁判所御嵩支部

### 令和7年(フ)第21号

青森県八戸市大字石手洗字泉筋12番地6

債務者 山野内一博

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 橋本 薫
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月16日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで

### 令和7年(フ)第68号

神奈川県平塚市万田1丁目33番27号

債務者 赤石 幸夫

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 青木慎一郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部

### 令和7年(フ)第73号

埼玉県比企郡吉見町大字北吉見3010番地8

債務者 岸 義則

- 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石井 智章
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月3日午後1時10分
- 6 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで

さいたま地方裁判所熊谷支部

### 令和7年(フ)第76号

東京都東大和市奈良橋6丁目756番地の1

グリーンベルヴィ202号

債務者 寺西 未穂

- 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 井上 健太
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月20日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年 (フ) 第349号 東京都町田市小山田桜台1丁目10番地1 49-301 債務者 岩本 真珠 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 今浦 啓 4 破産債権の届出期間 令和7年4月21日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月21日前11時15分 6 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月11日前10時40分 6 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係 令和7年 (フ) 第123号 川崎市幸区神明町2丁目51番地 大西ハイツ202 債務者 野田 忍 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 若松みづき 4 破産債権の届出期間 令和7年4月18日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月11午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係 令和7年 (フ) 第7号 栃木県那須塩原市高林975番地 債務者 室井 文也 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木野 直 4 破産債権の届出期間 令和7年5月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月19日前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで 宇都宮地方裁判所大田原支部 令和7年 (フ) 第310号 東京都町田市小川2丁目10番地2町田コープタウン12-408 債務者 阿部 貴昭 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 志賀清二郎 4 破産債権の届出期間 令和7年4月21日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月6日前11時 6 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年 (フ) 第98号 川崎市多摩区東三田2丁目12番17号 Cas a Moma 東三田 103 債務者 佐藤 裕真 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大橋 賢也 4 破産債権の届出期間 令和7年4月18日まで	4 破産債権の届出期間 令和7年4月18日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月23日前11時 6 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 横浜地方裁判所第3民事部 令和7年 (フ) 第155号 川崎市川崎区旭町2丁目1番1-504号 ユーアイコーポラス 債務者 松本 秀夫 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤 諭 4 破産債権の届出期間 令和7年4月18日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月25日前11時 6 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係 令和7年 (フ) 第1703号 東京都足立区足立4丁目16-6-105 債務者 大川原 熱 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田島 宏樹 4 破産債権の届出期間 令和7年4月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月18日前1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年7月18日まで 東京地方裁判所民事第20部 令和7年 (フ) 第4号 岩手県二戸郡一戸町西法寺字諷訪野54番地2 債務者 澤内 康次 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上山 信一 4 破産債権の届出期間 令和7年4月15日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月17日前1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年5月13日まで 盛岡地方裁判所二戸支部 令和7年 (フ) 第7号 秋田県にかほ市院内字下横根3番地12 債務者 加賀 雄一 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 箕川 正典 4 破産債権の届出期間 令和7年4月17日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月12日前11時 6 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 秋田地方裁判所本荘支部 令和7年 (フ) 第111号 神奈川県座間市相模が丘5丁目5番23-601号 ヴァルゴ相模が丘 債務者 廣川夢梨奈 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 脇澤 奏江 4 破産債権の届出期間 令和7年4月15日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月21日前2時45分 6 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで 横浜地方裁判所相模原支部 令和7年 (フ) 第20号 千葉県山武市横田1107番地3 債務者 今井 美子 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 渡邊 孝太 4 破産債権の届出期間 令和7年4月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月2日前11時 6 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係 令和6年 (フ) 第2991号 横浜市青葉区すみよし台20番地8 みどりハイツB-12 債務者 相沢 友里 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 帯 健太郎 4 破産債権の届出期間 令和7年4月21日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月27日前11時50分 6 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで 横浜地方裁判所第3民事部
---	--	--

## 令和7年(フ)第259号

東京都町田市金井7丁目6番19号ヴェルド  
ミールⅢ番館205  
債務者 寺島久美子

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大泉 優子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月22日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年5月27日午前10時15分
- 6 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

## 令和7年(フ)第33号

千葉県大網白里市駒込440番地8 大あみハイツB棟512号、前住所千葉県東金市北之幸谷248番地19  
債務者 古賀 茂雄

- 1 決定年月日時 令和7年3月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 野口 泰三
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月5日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで  
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

## 令和7年(フ)第34号

千葉県大網白里市駒込440番地8 大あみハイツB棟512号、前住所千葉県東金市北之幸谷248番地19  
債務者 古賀 葉子

- 1 決定年月日時 令和7年3月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 野口 泰三
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月5日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで  
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

## 令和6年(フ)第1797号

東京都八王子市左入町684番地2 八王子  
ドーム2 312号  
債務者 安 しのぶ

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 谷村 明子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月21日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月3日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

## 令和7年(フ)第238号

東京都町田市南大谷3丁目21番30号ハピネス  
けやきの里、前住所東京都世田谷区岡本3丁目32番18号サニーハイツB-102  
債務者 鈴木 昭二

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 古庄 野火
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月21日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月4日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

## 令和7年(フ)第359号

東京都町田市西成瀬2丁目10番3号  
債務者 岡崎 康紀

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 近藤わかな
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月21日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月4日午前10時45分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

## 令和7年(フ)第29号

千葉県山武郡九十九里町作田5470番地57  
債務者 飯塚 由美

- 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 日名子 晓
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月16日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで  
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

## 令和7年(フ)第244号

東京都町田市本町田2577番地公社住宅ホ22-102  
債務者 高橋 敏夫

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 嶋本 雅史
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月20日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

## 令和7年(フ)第192号

広島市中区江波南2丁目12番10-614号  
債務者 深井 猛司

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 井上 周子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年4月24日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月16日午後2時30分
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

7 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで  
広島地方裁判所民事第4部

## 令和7年(フ)第67号

福岡県久留米市津福本町1189番地1  
債務者 内山 郁夫

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鍋島 典子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月9日午後1時35分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで  
福岡地方裁判所久留米支部

## 令和7年(フ)第43号

福岡県久留米市城島町内野297番地9  
債務者 中園 敏博

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大友 圭

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月12日午後3時30分

5 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで  
福岡地方裁判所久留米支部

## 令和7年(フ)第24号

群馬県佐波郡玉村町大字南玉1044番地91  
債務者 山内 圭樹

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 奈良 浩樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月19日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月13日まで  
前橋地方裁判所民事部破産再生係

## 令和7年(フ)第53号

群馬県高崎市貝沢町408番地1 W I S D O  
M COURT 105号  
債務者 中村 一咲

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 町田 愛実
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月16日午前11時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月13日まで  
前橋地方裁判所高崎支部

## 令和7年(フ)第10号

新潟県上越市春日野2丁目3番22号 ルミ  
エールK B棟 201号  
債務者 吉田 太樹

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 原野 聖子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月16日午後1時45分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月13日まで  
新潟地方裁判所高田支部

## 令和7年(フ)第68号

福岡県久留米市高良内町667番地8  
債務者 橋本 知絵

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田中 文
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月5日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月13日まで  
福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第36号 群馬県前橋市堀越町1407番地 債務者 山口 沙織 1 決定年月日時 令和7年3月19日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 濱口 仁徳 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月24日午後1時45分 5 免責意見申述期間 令和7年5月14日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係 令和7年(フ)第68号 新潟県五泉市南本町3丁目3番51号 債務者 今井絵梨香 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 立川 絵理 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月20日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和7年5月14日まで 新潟地方裁判所民事部 令和7年(フ)第29号 福岡県久留米市南3丁目14番9-203号 債務者 亀井 周 1 決定年月日時 令和7年3月18日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 神原奈津子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月29日午前10時10分 5 免責意見申述期間 令和7年5月15日まで 福岡地方裁判所久留米支部 令和6年(フ)第599号 大分市大字宮崎1367番地の1 アルファコート宮崎315 債務者 岩本 聰 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 寺崎 直史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月20日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 大分地方裁判所民事部第1部破産再生係 令和7年(フ)第28号 大分市城南西2丁目10番12号 つみきの家 大分・城南E305 債務者 川野 貴史	1 決定年月日時 令和7年3月17日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 千野 博之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月6日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 大分地方裁判所民事部第1部破産再生係 令和6年(フ)第3014号 代替住所A、旧住所名古屋市中区栄3丁目9番31号 S・A L L E Y901号 債務者 KOIKE BERNADETH BENAID 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森川 真樹 4 免責意見申述期間 令和7年5月13日まで 名古屋地方裁判所民事部第2部 令和7年(フ)第665号 大阪市東淀川区豊里2丁目1番7-214号 債務者 柴田 雅史 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 内田 昌史 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 大阪地方裁判所第6民事部 <b>破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間</b> 令和6年(フ)第2375号 札幌市豊平区平岸3条14丁目3番10号 クリスタル村川205号室、住民票上の住所岩手県釜石市甲子町第9地割4番地7 債務者 石山 佳祐 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで 札幌地方裁判所民事部第4部 令和7年(フ)第199号 札幌市北区北27条西14丁目2番3-302号 債務者 市川幾久子 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで 札幌地方裁判所民事部第4部 令和7年(フ)第216号 札幌市中央区北1条東8丁目1番地39 すずらん336号 債務者 上山 杏奈(旧姓佐藤) 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで 札幌地方裁判所民事部第4部 令和7年(フ)第222号 札幌市北区屯田5条8丁目1番37号 プリミエールノース202号 債務者 榎森 雅史 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで 札幌地方裁判所民事部第4部 令和7年(フ)第233号 札幌市北区屯田4条1丁目1番38-102号 債務者 丸山 大吾 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで 札幌地方裁判所民事部第4部 令和7年(フ)第136号 埼玉県春日部市備後東8丁目54番8号 メゾン上石203 債務者 山中 敬一 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係 令和7年(フ)第143号 埼玉県三郷市早稲田6丁目34番地17 いづみハイツ106 債務者 原 信幸 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係 令和7年(フ)第280号 札幌市東区北23条東1丁目10番7-102号 債務者 七夕和歌菜 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで 札幌地方裁判所民事部第4部 令和7年(フ)第300号 札幌市白石区栄通21丁目21番23号 グランドール和201号 債務者 高橋 舞 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで 札幌地方裁判所民事部第4部 令和7年(フ)第143号 埼玉県三郷市早稲田6丁目34番地17 いづみハイツ106 債務者 原 信幸 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係
---	---

令和7年(フ)第172号	1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和6年(フ)第854号	埼玉県狭山市富士見2丁目26番32号 レオパレスふじみ107 債務者 中谷 智雄 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第79号	埼玉県日高市大字下鹿山494番地 こま川団地 3街区1棟206号 債務者 武井 紀夫 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第103号	埼玉県入間郡三芳町大字北永井285番地3 債務者 木村 静奈 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第157号	埼玉県富士見市関沢2丁目21番12号 山田 コーポ203 債務者 児玉 千代

1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで さいたま地方裁判所川越支部	1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで さいたま地方裁判所川越支部	1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで さいたま地方裁判所川越支部	
令和7年(フ)第170号	埼玉県川越市大字的場2425番地4 債務者 中田ヒデ子 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで さいたま地方裁判所川越支部	令和7年(フ)第50号	静岡県裾野市平松396番地の2 フォーブル平松103、前住所静岡県裾野市稻荷26番地の10岩田ハイツ204 債務者 伊藤 和子 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで 津地方裁判所松阪支部
令和7年(フ)第177号	埼玉県坂戸市閑間2丁目5番26号 グランモア閑間303号室 債務者 伊藤 史 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで さいたま地方裁判所川越支部	令和7年(フ)第16号	静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係 兵庫県加東市上滝野649番地1 レオパレス松ふで202号 債務者 田中 千晶 1 決定年月日時 令和7年3月18日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで 神戸地方裁判所社支部
令和6年(フ)第358号	埼玉県東松山市下唐子905-1 210号室、住民票上の住所茨城県小美玉市羽鳥2809番地5 グランドールC棟106号 (旧住所) 茨城県笠間市大田町24番地3 エレガントハイツA棟101号 債務者 黒木 啓之 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで さいたま地方裁判所川越支部	令和7年(フ)第38号	愛知県豊川市二見町76番地の1 コーポラス二見205号 債務者 小笠原美智子 (旧姓河端) 1 決定年月日時 令和7年3月14日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部
令和7年(フ)第48号	愛知県豊橋市大村町字大賀里8番地 グレイス大村103 債務者 小塙 健司 1 決定年月日時 令和7年3月14日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	令和7年(フ)第6号	山口県萩市大字椿東2572番地 メゾン美萩136号 債務者 中尾 恵子 1 決定年月日時 令和7年3月13日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで 山口地方裁判所萩支部
令和7年(フ)第56号	埼玉県児玉郡美里町大字甘粕544番地5 債務者 田島美由紀	令和7年(フ)第69号	北九州市小倉南区葉山町2丁目2番18-201号 債務者 楠本 理人 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第118号 北九州市八幡東区帆柱2丁目11番1-103号 債務者 栗山 和代 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	1 決定年月日時 令和7年3月18日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで 熊本地方裁判所八代支部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年(フ)第131号 北九州市小倉北区古船場町4番21-301号 債務者 藤元 龍 1 決定年月日時 令和7年3月18日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	1 決定年月日時 令和7年3月19日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 函館地方裁判所	1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年(フ)第132号 北九州市小倉北区中津口1丁目5番4-1003号、前住所北九州市小倉北区中津口1丁目10番32-302号 債務者 手登根武彦 1 決定年月日時 令和7年3月14日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	1 決定年月日時 令和7年3月18日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 山形地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
令和7年(フ)第140号 北九州市小倉北区上到津4丁目11番7-203号、前住所北九州市小倉北区上富野4丁目6番11-208号 債務者 永島 昌和 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月7日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第13号 熊本県八代市本町3丁目6番6号(602) 山内ヴィラージュ本町 債務者 渕田 竜馬	1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第339号**  
愛知県小牧市藤島1丁目52番地  
債務者 後藤江理子こと 林 江理子  
1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第421号**  
愛知県春日井市高座台2丁目2番地1 102号棟911号室  
債務者 植原夕起奈  
1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第17号**  
京都府亀岡市篠町淨法寺中村3番地1 イーストワン202号  
債務者 戸津 麻里  
1 決定年月日時 令和7年3月14日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで  
京都地方裁判所園部支部破産係

**令和7年(フ)第28号**  
福岡県久留米市西町510番地 堀川病院、住民票上の住所福岡県久留米市西町497番地5  
コスモスハイツ103号  
債務者 甲斐 政明  
1 決定年月日時 令和7年3月14日午後2時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで  
福岡地方裁判所久留米支部

**令和7年(フ)第31号**  
福岡県久留米市青峰2丁目8番17号  
債務者 野田 恵仁  
1 決定年月日時 令和7年3月14日午前11時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで  
福岡地方裁判所久留米支部

**令和7年(フ)第56号**  
福岡県久留米市荒木町白口2358番地11  
債務者 中岡美貴子(旧姓矢山)  
1 決定年月日時 令和7年3月14日午前11時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで  
福岡地方裁判所久留米支部

**令和7年(フ)第63号**  
福岡県久留米市国分町1618-2 グループホームL i n k、住民票上の住所大分県速見郡日出町大字藤原1071番地  
債務者 藤川 巧  
1 決定年月日時 令和7年3月14日午前11時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで  
福岡地方裁判所久留米支部

**令和7年(フ)第64号**  
福岡県うきは市吉井町鷹取1218番地2 カーサグラート1202  
債務者 内山 一広  
1 決定年月日時 令和7年3月14日午前11時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで  
福岡地方裁判所久留米支部

**令和7年(フ)第69号**  
福岡県久留米市津福本町1536番地1  
債務者 三嶋 修司

1 決定年月日時 令和7年3月17日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年5月9日まで  
福岡地方裁判所久留米支部

**令和7年(フ)第57号**  
北海道旭川市豊岡4条7丁目1番30号 ローナビルズ101号室  
債務者 秋山 静穂(旧姓下田)  
1 決定年月日時 令和7年3月17日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで  
5 免責審尋期日 令和7年5月20日午前11時45分

旭川地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第901号**  
大阪府守口市橋波西之町1丁目9番14-402号、前住所大阪府守口市橋波東之町1丁目3番8-605号  
債務者 平木絵梨奈  
1 決定年月日時 令和7年3月17日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで  
5 免責審尋期日 令和7年6月10日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第939号**  
大阪市西成区松1丁目3番1-807号  
債務者 宮崎亜矢子  
1 決定年月日時 令和7年3月17日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで  
5 免責審尋期日 令和7年5月23日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第1号**  
熊本県菊池市原4220番地  
債務者 高本 幸助  
1 決定年月日時 令和7年3月18日午後2時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで  
5 免責審尋期日 令和7年5月20日午前11時45分

熊本地方裁判所山鹿支部破産係

令和7年(フ)第1563号 東京都新宿区百人町2丁目21-18-103 債務者 小島 壮太 1 決定年月日時 令和7年3月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月20日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第1617号 東京都世田谷区用賀4丁目14-11-205 債務者 西山 夏純 1 決定年月日時 令和7年3月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月20日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第1635号 東京都練馬区豊玉北5丁目25-10-101 債務者 仁科 翔 1 決定年月日時 令和7年3月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月20日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第1643号 東京都練馬区早宮1丁目44-30 シティハイムコエヌマ203 債務者 工藤 正浩 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月20日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1592号 東京都大田区西糀谷4丁目7-4 メルヴェイユK 203 債務者 浅野 航太 1 決定年月日時 令和7年3月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月20日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第1618号 東京都江戸川区東葛西9丁目20-3-102 債務者 相内 範子 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月20日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第1636号 東京都板橋区成増3丁目7-16-107 債務者 前田 美香 1 決定年月日時 令和7年3月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月20日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第1679号 東京都練馬区平和台2丁目49-5-201 債務者 吉村 一義 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月20日午後2時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1596号 東京都江戸川区北小岩6丁目18-15-202 債務者 山崎 綾(旧姓立畠) 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月20日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第1624号 東京都中野区大和町1丁目1-25-206 債務者 高橋龍ノ介 1 決定年月日時 令和7年3月14日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月20日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第1637号 東京都渋谷区西原2丁目1-4-101 債務者 荒牧 聖奈 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月20日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第1712号 東京都葛飾区堀切4丁目8-4 債務者 櫻井 和広 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月20日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1616号 東京都足立区鹿浜8丁目3-8 債務者 小川原まみ(旧姓黒田) 1 決定年月日時 令和7年3月14日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月20日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第1634号 東京都町田市山崎町2130 山崎団地7-16-205 債務者 手代木麻紀 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月20日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第1641号 東京都葛飾区堀切2丁目45-4-408 ウィンペルソロ堀切菖蒲園第1 債務者 中山 貴史 1 決定年月日時 令和7年3月14日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月20日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第1615号 東京都練馬区東大泉7丁目42-11-104 債務者 仁井田和則 1 決定年月日時 令和7年3月14日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 5 免責審尋期日 令和7年5月20日午前11時 東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1633号**  
 東京都杉並区堀ノ内3丁目33-12 シャト  
 レーミズほ1 105  
 債務者 八嶋 裕輝  
 1 決定年月日時 令和7年3月14日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで  
 5 免責審尋期日 令和7年5月27日午前11時 東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第1700号**  
 東京都板橋区小茂根1丁目29-11-301  
 債務者 濱垣 天吾  
 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで  
 5 免責審尋期日 令和7年5月27日午前11時 東京地方裁判所民事第20部

**令和6年(フ)第161号**  
 松江市古曾志町567番地264、住民票上の前住所松江市浜佐田町65番地2  
 債務者 笠置 陽平  
 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後2時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで  
 5 免責審尋期日 令和7年5月27日午前10時 松江地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第455号**  
 大阪市東住吉区今林2丁目4番10号 メゾン  
 ドウY's 406号、前住所大阪府羽曳野市  
 羽曳が丘西7丁目10番16号  
 債務者 上田 直之  
 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後3時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで  
 5 免責審尋期日 令和7年6月10日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第671号**  
 大阪府東大阪市中野1丁目12番20号 中野マ  
 ンション 301  
 債務者 谷垣沙也香  
 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後3時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで  
 5 免責審尋期日 令和7年6月13日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部

**破産債権の届出期間及び一般調査期日**

**令和6年(フ)第170号**  
 福岡県久留米市田主丸町田主丸1213番地2  
 レジデンスドリームA104号  
 債務者 大鶴 愛子  
 1 破産債権の届出期間 令和7年4月7日まで  
 2 一般調査期日 令和7年6月16日午後1時35分  
 令和7年3月17日 福岡地方裁判所久留米支部

**令和6年(フ)第27号**  
 福島県南相馬市原町区長野字上田157番地  
 債務者 株式会社落合工機  
 1 破産債権の届出期間 令和7年4月18日まで  
 2 一般調査期日 令和7年6月16日午前11時  
 令和7年3月19日 福島地方裁判所相馬支部

**令和6年(フ)第29号**  
 福島県南相馬市鹿島区岡和田字窪畠75番地  
 債務者 齊藤 秀美  
 1 破産債権の届出期間 令和7年4月18日まで  
 2 一般調査期日 令和7年6月16日午前11時  
 令和7年3月19日 福島地方裁判所相馬支部

**令和6年(フ)第2763号**  
 名古屋市西区又郷町2丁目19番地 ヴエルデ  
 またほ102号  
 債務者 丹羽 専  
 1 破産債権の届出期間 令和7年4月18日まで  
 2 一般調査期日 令和7年6月26日午前10時20分  
 令和7年3月18日 名古屋地方裁判所民事第2部

**令和5年(フ)第5279号**  
 大阪府東大阪市横小路町5-2-25-404号、  
 開始決定時大阪市鶴見区今津南1丁目5番  
 30-306号  
 債務者 ハトウ精工こと 羽藤 直子  
 1 破産債権の届出期間 令和7年4月18日まで  
 2 一般調査期日 令和7年5月22日午後2時20分  
 令和7年3月18日 大阪地方裁判所第6民事部

**令和5年(フ)第738号**  
 大阪市天王寺区玉造元町20番6-305号 田  
 中方  
 債務者 吉田 博明  
 1 破産債権の届出期間 令和7年4月21日まで  
 2 一般調査期日 令和7年6月2日午後2時40分  
 令和7年3月18日 大阪地方裁判所第6民事部

**令和6年(フ)第121号**  
 奈良市南登美ヶ丘4番4号  
 債務者 ファーストバリューショップことBu  
 on Blueことグッドブルーこと 藤川健  
 太郎  
 1 破産債権の届出期間 令和7年4月22日まで  
 2 一般調査期日 令和7年7月7日午後1時10分  
 令和7年3月17日 奈良地方裁判所破産係

**令和6年(フ)第104号**  
 鹿児島県志布志市有明町野井倉361番地1  
 債務者 米澤 昭寛  
 1 破産債権の届出期間 令和7年4月24日まで  
 2 一般調査期日 令和7年6月26日午前10時  
 令和7年3月13日 鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

**令和5年(フ)第925号**  
 埼玉県川口市柳崎4丁目10番20号 ロイヤル  
 グリーンハイツ102号  
 債務者 巻島 朗  
 1 破産債権の届出期間 令和7年4月25日まで  
 2 一般調査期日 令和7年7月14日午前10時  
 令和7年3月18日 さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和6年(フ)第290号**  
 滋賀県守山市播磨田町803番地5、前住所滋  
 賀県犬上郡多賀町大字敏満寺615番地  
 債務者 ウルフこと 内堀 好則  
 1 破産債権の届出期間 令和7年4月28日まで  
 2 一般調査期日 令和7年6月13日午後1時30分  
 令和7年3月17日 大津地方裁判所民事部

**令和6年(フ)第2020号**  
 札幌市豊平区平岸2条12丁目1番1-304号  
 債務者 中屋敷 宏  
 1 破産債権の届出期間 令和7年4月30日まで  
 2 一般調査期日 令和7年6月9日午後2時  
 令和7年3月18日 札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第315号 山梨県甲州市塩山上栗生野1183番地1 破産者 株式会社マルオ林材産業 1 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 2 一般調査期日 令和7年6月25日午前10時30分 令和7年3月14日 甲府地方裁判所民事部破産係	令和6年(フ)第324号 山梨県甲州市塩山上栗生野969番地1 破産者 岡 昌宏 1 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 2 一般調査期日 令和7年6月25日午前10時30分 令和7年3月14日 甲府地方裁判所民事部破産係
<b>書面による計算報告</b>	
次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。	
<b>令和6年(フ)第266号</b> 宮崎市高洲町133番地1 マンション児玉306号 破産者 杉田 章太 異議申述期間 令和7年4月30日まで 令和7年3月18日 宮崎地方裁判所破産係	
<b>令和6年(フ)第123号</b> 宮崎県延岡市恒富町2丁目4番地9 破産者 草野 正明 異議申述期間 令和7年4月30日まで 令和7年3月18日 宮崎地方裁判所延岡支部	
<b>令和6年(フ)第131号</b> 宮崎県日向市大字財光寺1179番地6 破産者 川邊 志郎 異議申述期間 令和7年4月30日まで 令和7年3月18日 宮崎地方裁判所延岡支部	
<b>令和6年(フ)第5610号</b> 大阪市天王寺区上本町8丁目6番21-607 破産者 株式会社キレイ 異議申述期間 令和7年5月13日まで 令和7年3月18日 大阪地方裁判所第6民事部	

<b>特別清算開始</b>	<b>更生債権等の特別調査期間</b>	<b>再生手続終結</b>
<b>令和7年(ヒ)第1号</b> 埼玉県鶴ヶ島市脚折町5丁目26番3号 清算株式会社 株式会社彩礼 代表清算人 橋口 義信 1 決定年月日 令和7年3月17日 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。 さいたま地方裁判所川越支部	<b>令和6年(ミ)第2号</b> 北海道函館市松陰町24番1号 更生会社 アサヒ調剤薬局株式会社 主文 更生債権等の特別調査期間を令和7年4月10日から同月11日までとする。 令和7年3月17日 東京地方裁判所民事第20部	<b>令和5年(再)第7号</b> 東京都千代田区丸の内1丁目1番3号 (開始決定時の本店所在地: 東京都千代田区神田錦町3丁目23番地) 再生債務者 株式会社J O L E D 1 主文 本件再生手続を終結する。 2 理由の要旨 再生計画の遂行 令和7年3月14日 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(ヒ)第2016号</b> 東京都千代田区永田町2丁目17番17号アイオス永田町2F 清算株式会社 C A P A T N E R S 株式会社 代表清算人 藤城 有哉 1 決定年月日 令和7年3月13日 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。 東京地方裁判所民事第20部	<b>令和6年(ミ)第5号</b> 北海道函館市桔梗1丁目2番9号 更生会社 株式会社ハーベリイ科学研究所 主文 更生債権等の特別調査期間を令和7年4月10日から同月11日までとする。 令和7年3月17日 東京地方裁判所民事第20部	<b>小規模個人再生による再生手続開始</b>
<b>令和7年(ヒ)第1004号</b> 横浜市港北区新横浜1丁目3番9号 清算株式会社 株式会社コクサン商事 代表清算人 鈴木 正 1 決定年月日 令和7年3月14日 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。 横浜地方裁判所第3民事部	<b>令和7年(再)第8号</b> 東京都台東区浅草橋4丁目19番8号浅草橋ビル 再生債務者 ステップエンジニアリング株式会社 1 決定年月日時 令和7年3月14日午後2時30分 2 主文 再生債務者について再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月14日まで 4 再生債権の一般調査期間 令和7年5月19日から令和7年5月26日まで 東京地方裁判所民事第20部	<b>令和7年(再イ)第3号</b> 千葉県大網白里市清名幸谷67番地1 再生債務者 小枝 裕子 1 決定年月日時 令和7年3月14日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月4日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月18日から令和7年5月2日まで 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
<b>令和7年(ヒ)第3004号</b> 大阪府東大阪市荒本西3丁目2番25号 清算株式会社 株式会社エルグラン 代表清算人 林 恒己 1 決定年月日 令和7年3月17日 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。 大阪地方裁判所第6民事部	<b>決議に付する決定及び債権者集会招集</b>	<b>令和6年(再イ)第7号</b> 千葉県館山市犬石1496番地の32 再生債務者 戸田 莉沙 1 決定年月日時 令和7年3月13日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月17日から令和7年5月1日まで 千葉地方裁判所館山支部破産再生係
<b>特別清算終結</b>	<b>令和6年(再)第14号</b> 大阪府豊中市長興寺南4丁目5番7-402号 (前住所) 京都市西京区嵐山谷ヶ辻子町37番地 再生債務者 河原 健太 1 決議に付する計画案 令和7年2月26日付け 再生債務者提出の再生計画案 2 議決権行使の方法 債権者集会における行使 又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの 3 債権者集会 (1) 期日 令和7年5月13日午前10時30分 (2) 会議の目的 再生計画案の決議	<b>令和7年(再イ)第13号</b> 秋田市東通仲町17番3号 パルスター202号 再生債務者 澤石 壮平 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年4月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年4月22日から令和7年4月30日まで 秋田地方裁判所民事第2部

**令和6年(再イ)第10号**  
 栃木県真岡市亀山3丁目23番地17(前住所)  
 栃木県真岡市高勢町3丁目127番地 高勢町  
 待機宿舎201号  
 再生債務者 塩崎 茂  
 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後4時  
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
 3 再生債権の届出期間 令和7年4月8日まで  
 4 一般異議申述期間 令和7年4月22日から令和7年4月30日まで  
 宇都宮地方裁判所真岡支部

**令和7年(再イ)第8号**  
 埼玉県戸田市川岸3丁目6番6号(ケイ・アイーマメゾン206号室)  
 再生債務者 福田 瑞子(旧姓遠竹)  
 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時  
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
 3 再生債権の届出期間 令和7年4月8日まで  
 4 一般異議申述期間 令和7年4月22日から令和7年4月30日まで  
 さいたま地方裁判所第3民事部

**令和7年(再イ)第43号**  
 愛知県知多郡阿久比町大字草木字万場1番地9  
 再生債務者 中峰 雅史  
 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後3時  
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
 3 再生債権の届出期間 令和7年4月8日まで  
 4 一般異議申述期間 令和7年4月15日から令和7年4月22日まで  
 名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(再イ)第44号**  
 愛知県知多郡阿久比町大字草木字万場1番地9  
 再生債務者 中峰 友理  
 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後3時  
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
 3 再生債権の届出期間 令和7年4月8日まで  
 4 一般異議申述期間 令和7年4月15日から令和7年4月22日まで  
 名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(再イ)第52号**  
 愛知県小牧市光ヶ丘3丁目55番地12  
 再生債務者 峰村 輝広

1 決定年月日時 令和7年3月18日午後3時  
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
 3 再生債権の届出期間 令和7年4月8日まで  
 4 一般異議申述期間 令和7年4月15日から令和7年4月22日まで  
 名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(再イ)第3号**  
 山口県岩国市青木町3丁目3番26号  
 再生債務者 江元 宏美  
 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後4時  
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
 3 再生債権の届出期間 令和7年4月8日まで  
 4 一般異議申述期間 令和7年4月22日から令和7年4月30日まで  
 山口地方裁判所岩国支部

**令和6年(再イ)第20号**  
 青森県三戸郡南部町大字福田字あかね2番地91  
 再生債務者 夏堀 千城  
 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後1時  
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
 3 再生債権の届出期間 令和7年4月9日まで  
 4 一般異議申述期間 令和7年4月16日から令和7年4月30日まで  
 青森地方裁判所八戸支部個人再生係

**令和7年(再イ)第9号**  
 相模原市中央区弥栄2丁目6番16号  
 再生債務者 小林 裕哉  
 1 決定年月日時 令和7年3月19日午前11時  
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
 3 再生債権の届出期間 令和7年4月9日まで  
 4 一般異議申述期間 令和7年4月16日から令和7年4月30日まで  
 横浜地方裁判所相模原支部

**令和7年(再イ)第11号**  
 相模原市中央区小山2丁目9番17号  
 再生債務者 増田 大輔  
 1 決定年月日時 令和7年3月19日午前11時  
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
 3 再生債権の届出期間 令和7年4月9日まで  
 4 一般異議申述期間 令和7年4月23日から令和7年4月30日まで  
 横浜地方裁判所相模原支部

**令和7年(再イ)第7号**  
 茨城県常陸大宮市姥賀町2970番地の7  
 再生債務者 庄司 博一  
 1 決定年月日時 令和7年3月14日午後5時  
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
 3 再生債権の届出期間 令和7年4月11日まで  
 4 一般異議申述期間 令和7年4月25日から令和7年5月16日まで  
 水戸地方裁判所

**令和7年(再イ)第9号**  
 茨城県鉾田市串挽879番地3  
 再生債務者 山口 和芳  
 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時  
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
 3 再生債権の届出期間 令和7年4月14日まで  
 4 一般異議申述期間 令和7年4月28日から令和7年5月19日まで  
 水戸地方裁判所

**令和6年(再イ)第76号**  
 滋賀県甲賀市水口町新城770番地3-204号  
 再生債務者 松山 幸也  
 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後1時  
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
 3 再生債権の届出期間 令和7年4月14日まで  
 4 一般異議申述期間 令和7年4月28日から令和7年5月7日まで  
 大津地方裁判所民事部再生係

**令和7年(再イ)第2号**  
 福岡県三井郡大刀洗町大字守部188番地6  
 再生債務者 秋吉 浩子  
 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後2時  
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
 3 再生債権の届出期間 令和7年4月14日まで  
 4 一般異議申述期間 令和7年4月22日から令和7年4月30日まで  
 福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

**令和7年(再イ)第1号**  
 大分市大字城原2551番地の1 R-55番館101  
 再生債務者 森口 祐樹  
 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月6日付け再生計画案  
 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月1日まで  
 令和7年3月18日  
 横浜地方裁判所第3民事部再生係

**令和6年(再イ)第176号**  
 横浜市神奈川区三枚町507番地4  
 再生債務者 今橋 亮平  
 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月6日付け再生計画案  
 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月1日まで  
 令和7年3月18日  
 横浜地方裁判所第3民事部再生係

**令和6年(再イ)第186号**  
 神奈川県藤沢市大庭5319番地の11  
 再生債務者 渡邊 浩志  
 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月21日付け再生計画案  
 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月1日まで  
 令和7年3月18日  
 横浜地方裁判所第3民事部再生係

**令和6年(再イ)第152号**  
 横浜市泉区上飯田町1967番地26  
 再生債務者 瀬戸 陽伸  
 1 決議に付する再生計画案 令和7年1月20日付け再生計画案  
 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月2日まで  
 令和7年3月19日  
 横浜地方裁判所第3民事部再生係

**令和6年(再イ)第177号**  
 千葉県市原市八幡2384番地37 コンフォート105  
 再生債務者 阿部 香奈  
 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月10日付け再生計画案  
 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月7日まで  
 令和7年3月19日  
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(再イ)第209号 千葉市美浜区幸町2丁目11番10棟112号 再生債務者 北條 亨 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月13日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 7日まで 令和7年3月19日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年3月13日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 8日まで 令和7年3月18日 さいたま地方裁判所第3民事部 令和6年(再イ)第186号 埼玉県さいたま市緑区道祖土2丁目1番1号 1-308(申立時の住所)さいたま市浦和区 本太3丁目1番21-701号 再生債務者 安田 真夕 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 8日まで 令和7年3月18日 さいたま地方裁判所第3民事部 令和6年(再イ)第231号 さいたま市桜区新開1丁目18番2号 シェア ハウスひだまり西浦和1号室 再生債務者 永田 涼 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 8日まで 令和7年3月18日 さいたま地方裁判所第3民事部 令和6年(再イ)第231号 さいたま市桜区新開1丁目18番2号 シェア ハウスひだまり西浦和1号室 再生債務者 永田 涼 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 8日まで 令和7年3月18日 さいたま地方裁判所第3民事部 令和6年(再イ)第328号 愛知県知多市旭南2丁目58番地の3 再生債務者 田嶋 元気 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月12日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 8日まで 令和7年3月18日 名古屋地方裁判所民事第2部 令和6年(再イ)第361号 愛知県日進市米野木町南山973番地69 再生債務者 久保山幸司 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月6日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 8日まで 令和7年3月18日 名古屋地方裁判所民事第2部 令和6年(再イ)第63号 愛知県刈谷市小垣江町水附43番地9 再生債務者 佐藤比斗史	1 決議に付する再生計画案 令和7年3月12日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 8日まで 令和7年3月18日 名古屋地方裁判所岡崎支部 令和6年(再イ)第48号 愛知県豊橋市有楽町101番地 フレシールk a z e101 再生債務者 赤尾 涼太 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 8日まで 令和7年3月18日 名古屋地方裁判所豊橋支部 令和6年(再イ)第5号 大分県日田市中城町6番37号 昌栄荘貸家 (前住所)大分県玖珠郡九重町大字右田1960 番地29工ポック22九重1号棟202号 再生債務者 日浦 将希 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 8日まで 令和7年3月18日 大分地方裁判所日田支部 令和6年(再イ)第10号 山形県鶴岡市日和田町2番4号 再生債務者 佐藤 俊策 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 9日まで 令和7年3月19日 山形地方裁判所鶴岡支部 令和6年(再イ)第45号 茨城県つくば市島名3976番地2(諏訪D5街 区4) 再生債務者 石原 大樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 9日まで 令和7年3月19日 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係 令和6年(再イ)第113号 東京都青梅市長淵1丁目933番地の9 再生債務者 野村 洋司	1 決議に付する再生計画案 令和7年2月12日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 9日まで 令和7年3月19日 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和6年(再イ)第44号 相模原市中央区東淵野辺5丁目22番34号 再生債務者 坪井 一 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 9日まで 令和7年3月19日 横浜地方裁判所相模原支部 令和6年(再イ)第18号 岐阜県可児市みづきヶ丘1丁目19番地 再生債務者 岡本 幸二 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 9日まで 令和7年3月19日 岐阜地方裁判所御嵩支部 令和6年(再イ)第97号 愛知県刈谷市池田町1丁目508番地 再生債務者 深谷 健悟 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 9日まで 令和7年3月19日 名古屋地方裁判所岡崎支部 令和6年(再イ)第35号 三重県津市久居野村町540番地12 再生債務者 林 裕也 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 9日まで 令和7年3月19日 津地方裁判所再生係 令和6年(再イ)第50号 佐賀県鳥栖市あさひ新町926番地145 再生債務者 角田 健太 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 9日まで 令和7年3月19日 佐賀地方裁判所民事部破産係
--	--	---	---

令和6年(再イ)第11号 岩手県一関市千厩町千厩字構井田65番地20 再生債務者 菅原 正憲 1 決議に対する再生計画案 令和7年1月23日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 11日まで 令和7年3月19日 盛岡地方裁判所一関支部 令和6年(再イ)第31号 石川県河北郡津幡町字中橋ハ73番地3 再生債務者 金津 勝彦 1 決議に対する再生計画案 令和7年3月13日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 14日まで 令和7年3月19日 金沢地方裁判所民事部 令和6年(再イ)第212号 北海道千歳市末広1丁目301番地の3 メゾン・ド・ライ104号 再生債務者 川端 希綸 1 決議に対する再生計画案 令和7年3月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 16日まで 令和7年3月19日 札幌地方裁判所民事第4部 令和6年(再イ)第215号 札幌市東区北13条東16丁目4番6-305号 再生債務者 菅原 優香 1 決議に対する再生計画案 令和7年3月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 16日まで 令和7年3月19日 札幌地方裁判所民事第4部 令和6年(再イ)第73号 滋賀県甲賀市水口町宇田874番地80 再生債務者 竹中 信貴 1 決議に対する再生計画案 令和7年3月13日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 16日まで 令和7年3月19日 大津地方裁判所民事部再生係 令和6年(再イ)第78号 大津市西の庄15番54号 再生債務者 木村 良貞	1 決議に対する再生計画案 令和7年3月13日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 16日まで 令和7年3月19日 大津地方裁判所民事部再生係 令和6年(再イ)第50号 秋田市港北新町2番19号 再生債務者 小渕 孝太 1 決議に対する再生計画案 令和7年2月14日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月8日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 8日まで 令和7年3月18日 秋田地方裁判所民事第2部 令和6年(再イ)第13号 新潟県上越市大字福橋593番地1 再生債務者 内山 純一 1 決議に対する再生計画案 令和7年2月21日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月9日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 9日まで 令和7年3月19日 新潟地方裁判所高田支部 令和6年(再イ)第91号 兵庫県姫路市花田町小川738番地6 再生債務者 永瀬 英樹 1 決議に対する再生計画案 令和7年2月5日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月9日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 16日まで 令和7年3月19日 神戸地方裁判所姫路支部 令和6年(再イ)第36号 山口県下関市長府松小田西町6番5号 再生債務者 橋本 勉 1 決議に対する再生計画案 令和7年3月18日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月9日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 9日まで 令和7年3月19日 大津地方裁判所民事部再生係 令和7年(再イ)第3号 山口県下関市羽山町10番12号 再生債務者 竹澤 克巳 1 決議に対する再生計画案 令和7年3月12日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月9日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 9日まで 令和7年3月19日 山口地方裁判所下関支部再生係 令和6年(再イ)第15号 宮崎県北諸県郡三股町大字権山1891番地8 再生債務者 水間 寿英 1 決議に対する再生計画案 令和7年3月5日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月9日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 9日まで 令和7年3月19日 宮崎地方裁判所都城支部 令和6年(再イ)第75号 広島県安芸郡府中町青崎東1番6-601号 再生債務者 小坂 智雄 1 決議に対する再生計画案 令和7年2月21日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月15日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 15日まで 令和7年3月18日 広島地方裁判所民事第4部 令和6年(再イ)第23号 山口県宇部市床波2丁目8番20-205号 再生債務者 河野 豪 1 決議に対する再生計画案 令和7年3月10日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月15日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 15日まで 令和7年3月18日 山口地方裁判所宇部支部 令和6年(再イ)第10号 鹿児島県鹿屋市寿8丁目5番17号 再生債務者 小牧慎一郎 1 決議に対する再生計画案 令和7年2月27日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月15日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 15日まで 令和7年3月18日 鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係 令和6年(再イ)第13号 青森県八戸市大字大久保字坂ノ上3番地17 再生債務者 駒形 雄一 1 決議に対する再生計画案 令和7年2月25日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月23日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 23日まで 令和7年3月19日 青森地方裁判所八戸支部個人再生係 令和6年(再イ)第19号 青森県八戸市湊高台4丁目10番13号 再生債務者 木村 泰輔 1 決議に対する再生計画案 令和7年3月7日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年4 月23日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 23日まで 令和7年3月19日 青森地方裁判所八戸支部個人再生係 小規模個人再生による再生手 続廃止 令和6年(再イ)第141号 京都市右京区鳴滝中道町15番地1 トウイン クリ鳴滝 101 再生債務者 新本 廣造 1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法 237条1項に定める事由がある。 令和7年3月19日 京都地方裁判所第5民事部再生係
--	--

## 給与所得者等再生による再生手続開始

### 令和6年(再口)第20号

札幌市中央区南2条西20丁目2番22号 円山裏参道スクエア503号室  
再生債務者 尾方 賢輔

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後1時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月23日から令和7年4月30日まで

札幌地方裁判所民事第4部

### 令和7年(再口)第1号

山梨県山梨市大野1002番地11  
再生債務者 反田 昇

- 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月14日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月28日から令和7年5月19日まで

甲府地方裁判所民事部破産係

### 令和7年(再口)第1号

神奈川県海老名市上今泉2丁目4番2-1号  
再生債務者 那覇 安昭

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午前10時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月15日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月28日から令和7年5月12日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

### 令和7年(再口)第1号

東京都小金井市貫井南町3丁目3番19-102号第58小金井クリスタルマンション  
再生債務者 海老原 研

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午前10時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年4月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年4月30日から令和7年5月21日まで

東京地方裁判所立川支部民事第4部

## 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

### 令和6年(再口)第16号

さいたま市見沼区東大宮7丁目22番地27  
ジュネスコダマ205  
再生債務者 大友 利騎

## 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年3月11日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年4月8日まで  
令和7年3月18日

さいたま地方裁判所第3民事部

### 令和6年(再口)第2号

佐賀市鍋島町大字八戸溝149番地6 レオパレスバルーンII102号  
再生債務者 中山 健二

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年3月13日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年4月9日まで  
令和7年3月19日

佐賀地方裁判所民事部破産係

### 令和6年(再口)第27号

大阪市此花区西九条3丁目4番66-606号  
再生債務者 足立 活貴

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年2月25日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年4月15日まで  
令和7年3月18日

大阪地方裁判所第6民事部

### 令和6年(再口)第10号

兵庫県姫路市広畑区蒲田5丁目110番地エクセレントハウスII201  
再生債務者 宇久 未来

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年2月28日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年4月15日まで  
令和7年3月18日 神戸地方裁判所姫路支部

### 令和6年(再口)第6号

兵庫県加古郡稻美町国岡1丁目355番地  
再生債務者 桑田 知和

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和6年11月18日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年4月16日まで  
令和7年3月19日 神戸地方裁判所姫路支部

## 給与所得者等再生による再生計画認可

### 令和6年(再口)第12号

札幌市白石区菊水1条1丁目2番5-206号  
再生債務者 菊地 裕多

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年3月19日

札幌地方裁判所民事第4部

### 令和6年(再口)第13号

京都市伏見区銀座町4丁目296番地  
再生債務者 川戸遙こと 金 遥

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年3月19日

京都地方裁判所第5民事部再生係

### 令和6年(再口)第23号

大阪市東淀川区相川1丁目6番12-106号  
再生債務者 瀬戸谷隆男

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年3月18日

大阪地方裁判所第6民事部

### 令和6年(再口)第3号

神奈川県座間市相模が丘2丁目41番30-1号  
再生債務者 鈴木 昌悟

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年3月19日

横浜地方裁判所相模原支部

### 令和6年(再口)第4号

長野県松本市村井町西1丁目5番12-3号  
再生債務者 吉田 純也

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年3月19日 長野地方裁判所松本支部

## 所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

### 令和6年(チ)第11号

京都市中京区西洞院通錦小路上る古西町436番地

申立人 興和地所株式会社

住所・居所 不明

(最後の住所) 京都市伏見区深草大龜谷内膳町38番地の2

所有者 河井 寅一

届出期間満了日 令和7年5月19日

令和7年3月17日 京都地方裁判所  
(別紙) 物件目録

所在 京都市伏見区深草鳥居崎町

地番 621番3

地目 雜種地

地積 16平方メートル

## 所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

### 令和6年(チ)第12号

京都市南区久世大藪町156-41

申立人 船越 則明

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 京都市右京区花園段ノ岡町10番地

所有者 山口谷五郎

届出期間満了日 令和7年5月16日

令和7年3月17日 京都地方裁判所  
(別紙) 物件目録

所在 京都市右京区花園段ノ岡町 10番地

家屋番号 7番3

種類 店舗

構造 木造瓦葺平家建

床面積 34.80平方メートル



## 吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のすべての事業である介護事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継せることにいたしました。効力発生日は令和七年五月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年四月三十日に予定しております。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) <https://genkinakaihiko.jp>  
(乙) <https://genkinakaihiko.jp>

## 令和七年三月二十八日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目七番地五 (甲) 株式会社あさひ調剤 代表取締役 森澤あさひ

(乙) 株式会社アインファーマシーズ 代表取締役 首藤 正一

## 吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が保有する三十一件の太陽光発電所における太陽光発電事業に係る権利義務を承継し乙はそれを承継せることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) <https://genkinakaihiko.jp>  
(乙) <https://genkinakaihiko.jp>

## 吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は乙の動物に関する事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継せることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) <https://genkinakaihiko.jp>  
(乙) <https://genkinakaihiko.jp>

## 吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は吸収分割契約に記載する各契約に係る乙の契約上の地位及びこれらに基づく権利・義務を除く、乙が営む一切の事業に属する資産、債務、契約その他の権利義務の一切を承継し乙はそれを承継せることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) <https://genkinakaihiko.jp>  
(乙) <https://genkinakaihiko.jp>

## 吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は吸収分割契約に記載する各契約に係る乙の契約上の地位及びこれらに基づく権利・義務を除く、乙が営む一切の事業に属する資産、債務、契約その他の権利義務の一切を承継し乙はそれを承継せることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) <https://genkinakaihiko.jp>  
(乙) <https://genkinakaihiko.jp>

吸収分割公告  
当社(甲)は、吸収分割により大利根倉庫株式会社(乙)、住所群馬県太田市内ヶ島町一〇三八番地の金属材料の加工・販売事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。  
(乙) <http://www.chukouai.or.jp/bs/info.aspx?id=11>

令和七年三月二十八日  
栃木県足利市羽刈町五五六番地

吸収分割公告  
大利根マシンナリー株式会社 代表取締役 清水 恒太

左記会社は吸収分割して甲は乙の調剤薬局事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継せることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) <https://www.ainjco.jp>  
(乙) <https://www.ainjco.jp>

吸収分割公告  
当社(甲)は、吸収分割により大利根倉庫株式会社(乙)、住所群馬県太田市内ヶ島町一〇三八番地の金属材料の加工・販売事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。  
(乙) <http://www.chukouai.or.jp/bs/info.aspx?id=11>

令和七年三月二十八日  
栃木県足利市羽刈町五五六番地

吸収分割公告  
大利根マシンナリー株式会社 代表取締役 清水 恒太

左記会社は吸収分割して甲は乙の調剤薬局事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継せることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) <https://www.ainjco.jp>  
(乙) <https://www.ainjco.jp>

吸収分割公告  
当社(甲)は、吸収分割により大利根倉庫株式会社(乙)、住所群馬県太田市内ヶ島町一〇三八番地の金属材料の加工・販売事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。  
(乙) <http://www.chukouai.or.jp/bs/info.aspx?id=11>

令和七年三月二十八日  
栃木県足利市羽刈町五五六番地

吸収分割公告  
大利根マシンナリー株式会社 代表取締役 清水 恒太

左記会社は吸収分割して甲は乙の調剤薬局事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継せることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) <https://www.ainjco.jp>  
(乙) <https://www.ainjco.jp>

吸収分割公告  
当社(甲)は、吸収分割によりカシオ計算機株式会社(乙)、住所東京都渋谷区本町一丁目六番二号の中小企業向け業務支援サービス事業(SMB事業)に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告いたします。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。  
(乙) <http://www.chukouai.or.jp/bs/info.aspx?id=11>

令和七年三月二十八日  
栃木県足利市羽刈町五五六番地

吸収分割公告  
大利根マシンナリー株式会社 代表取締役 清水 恒太

左記会社は吸収分割して甲は乙の調剤薬局事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継せることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) <https://www.ainjco.jp>  
(乙) <https://www.ainjco.jp>

吸収分割公告  
当社(甲)は、金融商品取引法による有価証券報告書提出

令和七年三月二十八日  
栃木県足利市羽刈町五五六番地

吸収分割公告  
大利根マシンナリー株式会社 代表取締役 清水 恒太

左記会社は吸収分割して甲は乙の調剤薬局事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継せることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) <https://www.ainjco.jp>  
(乙) <https://www.ainjco.jp>

## 吸収分割公告

当社(甲)は、吸収分割により株式会社パソナHRソリューション(乙、住所:東京都港区南青山三丁目一番三〇号)が行うワインアカデミー事業に関する権利義務を承継することにいたしました。効力発生日は令和七年七月一日であります。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)掲載紙 官報

掲載の日付 令和六年六月二十六日  
掲載頁 一二三頁(号外第一五三号)

(乙)掲載紙 官報

掲載の日付 令和六年七月十二日  
掲載頁 一二九頁(号外第一六七号)

株式会社アサヒビルコミュニケーションズ 代表取締役 楠迫 敦子

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の金地金投資事業に係る権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月二十八日

東京都江東区雷門二丁目二〇番三号

株式会社アサヒビルコミュニケーションズ 代表取締役 楠迫 敦子

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の金地金投資事業に係る権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月二十八日

名古屋市昭和区松風町二丁目一九番地一〇八号 (甲)尾張トレーディング合同会社 代表社員 伊藤 学

(乙)合同会社コビハムランド 代表社員 小口 裕太

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するT Capi tal株式会社(住所:東京都千代田区丸の内三丁目四番一号新国際ビル八F)に対して当社の投資関連事業(但し、当社が行う不動産に関する一切の事業を除く。)に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年二月二十五日  
掲載頁 八十五頁(号外第三十六号)

## 令和七年三月二十八日

東京都千代田区丸の内三丁目四番一号新国際ビル八F

CJリアルエステートインベストメント 株式会社 代表取締役 田代 大介

## 組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更後の商号は、中空知砂利株式会社とします。

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更後の商号は株式会社M A A Mとします。

効力発生日は令和七年五月十三日であります。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更後の商号は株式会社J O O R K W I T Hとします。

効力発生日は令和七年五月一日であります。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更後の商号は株式会社J O O R K W I T Hとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更後の商号は株式会社J O O R K W I T Hとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更後の商号は株式会社J O O R K W I T Hとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更後の商号は株式会社J O O R K W I T Hとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更後の商号は株式会社J O O R K W I T Hとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更後の商号は株式会社J O O R K W I T Hとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更後の商号は株式会社J O O R K W I T Hとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更後の商号は株式会社J O O R K W I T Hとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更後の商号は株式会社J O O R K W I T Hとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更後の商号は株式会社J O O R K W I T Hとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更後の商号は株式会社J O O R K W I T Hとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更後の商号は株式会社J O O R K W I T Hとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更後の商号は株式会社J O O R K W I T Hとします。

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更後の商号は株式会社M A A Mとします。

効力発生日は令和七年五月十三日であります。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更後の商号は株式会社J O O R K W I T Hとします。

効力発生日は令和七年五月一日であります。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更後の商号は株式会社J O O R K W I T Hとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更後の商号は株式会社J O O R K W I T Hとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更後の商号は株式会社J O O R K W I T Hとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更後の商号は株式会社J O O R K W I T Hとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更後の商号は株式会社J O O R K W I T Hとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更後の商号は株式会社J O O R K W I T Hとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更後の商号は株式会社J O O R K W I T Hとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更後の商号は株式会社J O O R K W I T Hとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更後の商号は株式会社J O O R K W I T Hとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更後の商号は株式会社J O O R K W I T Hとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更後の商号は株式会社J O O R K W I T Hとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更後の商号は株式会社J O O R K W I T Hとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

組織変更後の商号は株式会社J O O R K W I T Hとします。



## 資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六千九百二十五万円、資本準備金の額を二億八千五百七十万円減少し、それぞれ一千六百五十万円、〇円とするることになりました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和7年3月28日

東京都港区西新橋一丁目二番九号

安全サポートホールディングス株式会社

代表取締役 有坂 錬成

定款変更につき通知公告

当社は、令和7年4月16日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和7年3月28日

富山県高岡市内島三五五〇

北陸コカ・コーラボトリング株式会社

代表取締役 井辻 秀剛

定款変更につき通知公告

当社は、令和7年4月14日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました

令和7年3月28日

片岡産業株式会社

代表取締役 片岡 德恭

合併につき株券等提出公告

当社は、エンドーウエルディング株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和7年4月29日までに当社にご提出下さい。

令和7年3月28日

東京都港区浜松町一丁目一九番五号瀧山ビル

ル三階 計電エンジニアリング株式会社

代表取締役 遠藤 孝司

限定承認公告

国籍朝鮮、最後の住所宮城県柴田郡川崎町大字川内字溜水二五〇番地

被相続人 亡 野村弘こと金 浩鎮

右被相続人は令和6年3月28日死亡し、その相続人は令和7年3月24日仙台家庭裁判所にて限大河原支部にて限定承認をしたから、一切の相続

債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内に申し出がないときは弁済から除外します。

令和7年3月28日

宮城県柴田郡川崎町大字川内字溜水二五〇番地

相続財産管理人 野村 環貴

本籍福島県いわき市平赤井比良三丁目一四四番地、最後の住所東京都福生市大字福生九六二番地五丁目メゾンタムラ一〇一号室

被相続人 亡 夏見 好夫

右被相続人は令和6年11月27日死亡し、その相続人は令和7年3月17日東京家庭裁判所

立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和7年3月28日

福島県いわき市平上荒川字五郎内一四九一

相続財産清算人 夏見 友和

右被相続人は令和6年1月10日死亡し、その相続人は令和7年3月17日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和7年3月28日

神奈川県小田原市榮町一丁目一六番三七号

被相続人 亡 鈴木 豊明

右被相続人は令和6年1月10日死亡し、その相続人は令和7年3月17日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和7年3月28日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

Y F J R E B 特定目的会社

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき、優先資本金の額を六十億一千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年3月28日

六番地関口組小杉ビル三階 こすぎ法律事務所

相続財産清算人 笹本 梨恵

代理人弁護士 川瀬 典宏

限定承認公告

本籍愛知県稻沢市増田東町二六番地、最後の住所岐阜県羽島市舟橋町本町二丁目八番地

被相続人 亡 石原 英喜

右被相続人は令和7年1月6日死亡し、その相続人は令和7年3月18日岐阜家庭裁判所にて限

きは弁済から除外します。

令和7年3月28日

愛知県稲沢市増田町東町二六番地

被相続人 亡 野村弘こと金 浩鎮

右被相続人は令和6年3月28日死亡し、その相続人は令和7年3月24日仙台家庭裁判所にて限大河原支部にて限定承認をしたから、一切の相続

## 第一種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、令和7年4月30日をもって第二種金融商品取引業に係る預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

令和7年3月28日

東京都千代田区一番町一一番地三

株式会社トラスト・ファイブ

代表取締役 南園 浩一

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年3月28日

福島県いわき市平上荒川字五郎内一四九一

相続財産清算人 夏見 友和

右被相続人は令和6年1月10日死亡し、その相続人は令和7年3月17日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和7年3月28日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

Y F J R E B 特定目的会社

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき、優先資本金の額を八千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年3月28日

六番地関口組小杉ビル三階 こすぎ法律事務所

相続財産清算人 笹本 梨恵

代理人弁護士 川瀬 典宏

限定承認公告

本籍愛知県稻沢市増田東町二六番地、最後の住所岐阜県羽島市舟橋町本町二丁目八番地

被相続人 亡 石原 英喜

右被相続人は令和7年1月6日死亡し、その相続人は令和7年3月18日岐阜家庭裁判所にて限

きは弁済から除外します。

令和7年3月28日

愛知県稲沢市増田町東町二六番地

被相続人 亡 野村弘こと金 浩鎮

右被相続人は令和6年3月28日死亡し、その相続人は令和7年3月24日仙台家庭裁判所にて限大河原支部にて限定承認をしたから、一切の相続

令和7年3月28日

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇一〇号

一号

A 1 f a 特定目的会社

取締役 粟国 正樹

昭子の誤りにつき訂正します。

令和7年3月28日

東京都渋谷区恵比寿南一丁目一一番号

ヒューマックス恵比寿ビル三F

(甲) 株式会社ヴァリエンテバルコ

代表取締役 今西 高生

淀屋橋ビル九〇一

(乙) 株式会社U M E R M

代表取締役 今西 昭子

訂正公告

令和7年3月7日掲載の資本金の額の減少公告

中に、減少する資本金の額の全額を資本準備金とすることとします。旨を追記いたします。

令和7年3月28日

神奈川県小田原市榮町一丁目一六番三七号

株式会社オフグリッドファーム

代表取締役 廣里 成隆

取消公告

令和6年10月二十九日(号外第二二五二号)掲載

の合併公告及び決算公告(株組)中、合併公告の取消します。

令和7年3月28日

神奈川県小田原市榮町一丁目二番九号花井ビル

デイング五階

(甲) B r u c J a p a n 2 株式会社

代表取締役 ルイス・ヴェネロ・ロペス

デイング五階

(乙) B M J a p a n 2 株式会社

代表取締役 ルイス・ヴェネロ・ロペス

の新設分割公告及び決算公告(株組)を取消します。

令和7年3月28日

令和7年3月28日

東京都渋谷区神宮前三丁目六番二六号

i n v e n t u s 株式会社

代表取締役 中西 信人

の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epon.jp/r0000123/tra93/